

紀美野町第1回定例会会議録

平成27年3月13日（金曜日）

○議事日程（第 号）

平成27年3月13日（金）午前9時00分開議

第 1 一般質問について

○会議に付した事件

日程第1

○議員定数 14名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	七良 裕 光 君
2 番	町 田 富枝子 君
3 番	田 代 哲 郎 君
4 番	加 納 国 孝 君
5 番	北 道 勝 彦 君
6 番	向井中 洋 二 君
7 番	上 北 よしえ 君
8 番	伊 都 堅 仁 君
9 番	仲 尾 元 雄 君
10 番	松 尾 紘 紀 君
11 番	上 柏 皖 亮 君
12 番	美 野 勝 男 君
13 番	美 濃 良 和 君
14 番	小 棕 孝 一 君

○欠席議員

9 番 仲 尾 元 雄 君（13時30分～）

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	牛 居 秀 行 君
企画管財課長	中 谷 嘉 夫 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君
税 務 課 長	西 岡 秀 育 君
保健福祉課長	宮 阪 学 君
産 業 課 長	大 窪 茂 男 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君
総務学事課長兼 教 育 次 長	中 尾 隆 司 君
代表監査委員	向 江 信 夫 君
会 計 管 理 者	西 切 博 充 君
水 道 課 長	田 中 克 治 君
地籍調査課長	尾 花 延 弥 君
美 里 支 所 長	西 敏 明 君
国体推進課長	南 秀 秋 君

○欠席したもの

生涯学習課長 岩 田 貞 二 君

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 議

○議長（小椋孝一君） それでは、規定の定足数に達しておりますので、これから
本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前 9時00分）

◎日程第1 一般質問

○議長（小椋孝一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告は4名です。

順番に発言を許します。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） この任期中、最後の一般質問でございます。どうぞよろ
しくお願いいたします。

それでは、まず、初めに医療介護総合法の運営をされることによる町の影響について
お聞きしたいと思います。

さきの議会におきまして、きみの長寿プラン2015において、その対応が図られる
と答弁されていまして、11日の日にもらったので、全体に目を通すことはできていま
せんけれども、要するに要支援はどうなるのか。施設入所の際のホテルコストの補足給
付はどうなるのか。あるいは低所得者に減免制度を導入して保険料を払い続けてもら
うと、そうなっております。また、第1号被保険者の基準額が、平成29年までは8万2
、321円、これ見ていましたら、平成32年度までの3年間は9万2、637円となっ
て、平成37年度までは10万4、526円と、このようにふえていくことになってお
ります。こういうことで、被保険者の方がついていけるのかどうか、この長寿プランで
すね、具体的にどうなっていくのか。その対応等をお聞かせいただきたいと思います。

次に、小中学校のエアコンの問題であります。さきの議会で小中学校のエアコンの設
置がされると、そういうふうに答弁されていまして。これは文部科学省が指摘している、
その28度ですか、この紀美野町の各学校は、それぞれ30度というふうな状況になっ
ています。それぞれが家のほうではエアコンを使っていると、それが、学校で勉強しな
きゃならないときに30度というふうな高い温度で、勉強に集中ができなくなる。文部

科学省も、そう言っているんですから、この設置は当然であると思いますが、現在の紀美野町では、野上中学校のみとなっております。そういうことで、今後の対応ですね、この当初予算に載っていなかったのも、ちょっとびっくりしたんですけれども、その対応についてお聞きしたいと思います。

それから、イノシシ対策について、お聞きしたいと思います。イノシシの被害が多いことから、地域を柵で囲むような、まさに人間が柵の中に入って生活するような、そのような状況が、この紀美野町の中においても幾つかの地域によって行われております。しかし、大型の、このような地域にとって有利な事業、2件以上なら3分の2の補助がある。また、字全体でやるならば、この資材が丸々提供されるというふうな、そういう事業でございますけれども、これが聞けば交付税措置をしているのに補助金を出すとなれば二重になると、そういうふうなことで、国のほうでは、この補助金がなくなっていくような方向になると、そのように聞きました。

そして、この今後は、イノシシの個体数を減らすと、そういうことが奨励されていくというふうに聞いたわけでございますけれども、そこで、このイノシシを捕獲してくれる、狩猟してくれるハンターの方にお聞きしたんですけれども、とった後の処分が大変なんだそうですね。小さい、食べられないような小さいものについてはですね、つまり殺して処分しなければならない。あるいは、この疥癬にかかって毛の抜けたようなものについては、さわることもできないと、そういうふうに処分に困るものがあるわけでございます。

しかし、そういうふうに、こちらのほうでですね、こいつはとるけれども、こいつはとらないというふうなことにはならないというふうに思います。そこで、また、このイノシシの対策であってもですね、仕事を休んで猟に出て、そういうふうなことになってまいりますと、報酬の点があると思います。さきの条例で、このことについての対策があるわけでございますけれども、これが十分にいくのかどうか、そして、さきの条例の答弁の中にもあったんですけれども、ああいうふうに町の狩猟される方々に出てもらってやる仕事と、それから、ハンターの皆さん方が自主的にグループを組んでやられる猟と2種類があるというふうに、そういうふうに答弁をもらったんですけれども、何にしろですね、そういう方々も、できるだけ、出ていただくとしたら、やはり報酬も考えていかなければならないかというふうに考えます。

そういうことで、今現在の1頭をとっての報酬ですか、それも見直しが必要ではない

かというふうに思います。このように、町としてイノシシを減らしてもらいたいというふうに考えてもハンターの方に過剰な負担をかけられないというふうに考えます。そういうことから町の見解をお聞きしたいと思います。

次に、普通交付税についてお聞きしたいと思います。ことしは合併10周年を迎えるということで記念事業の予算も計上されています。さきの合併の特典ですね、合併による段階補正の減少というのは、普通の合併等によれば5年が基準なんですけれども、さきの合併をやっておけば10年間は据置期間を長くしてあると、そういうふうなことで、この合併を国のほうは進めたわけでございますけれども、何にしても、その10年が、いよいよ本年で終わります。

平成28年度から普通交付税の減少が始まるというふうな時期に来ているわけでございますけれども、そんなことから、全国の合併した自治体が交付税の減少はさせないと、させるなど、そういうふうな、減少をさせないような要望を国に集めたのであります。そういうことから是正がされるというふうに聞きました。これは町にとっては大変うれしい話でございますけれども、この状況を今後、来年度以降の状況についてお聞きしたいと思います。

次、農業の問題であります。瑞穂の国と言われ、戦後の食糧難を守った農業は、今、大きく衰退するような、そのような政治情勢が伝えられています。農協解体と言われるようなことや、TPPの問題、現政権は、本当に常軌を逸するような、そのようなことがされようとしています。

町の基幹産業と呼ばれる農業について、この対策、大変大きな問題でございます。以前の質問でですね、この農業用の水路等の補修ですね、その地元負担金を減らすことについて質問いたしましたけれども、それについてもお聞きしたいと思います。あのときに、昨年1俵の価格ですね、60キロの玄米の価格でございますが、1俵1万3,000円というふうに答弁がありました。これについて農協のほうに確認いたしましたところ、これは1万3,000円というのは一等米で、それも登録を事前に出すという、その計画を農協のほうに言っておいたと、そういう方々だけで、あとはやはり1俵8,000円前後、そんなことで、まさに1俵の値段が半値というふうな状況になってきているわけですね。

このように米をつくって、まさに自分の、この年金を足して売らなきゃならないような、本当に話にならないような状況になってきています。町としても、そういうふうな

農家の皆さん方を激励する意味でも、その対策が必要かと思います。御見解をお聞きしたいと思います。

次に、交通弱者対策について、お聞きしたいと思います。県の新規事業として買い物弱者対策等、車の購入に補助金があるというふうに聞きました。これは今、言われているところの地方創生ですか、それに基づくものであるかというふうに思います。地方創生については、よく吟味して対応していかなければ、いいものもあれば、悪いものもあると、そういうふうにあるかというふうにと思いますが、コンパクトネットワークというんですか、要するに、うちのような町村においては、コンパクトに1カ所にいろんなものを集めてしまって、あとは周りをバスを回しておけばいいというふうな考え方が主にあるようでございますけれども、何にしてもですね、この車を、補助金等があるならば、それは大いに利用すべきであると思います。

そこで、この質問を準備しているうちにですね、おもしろい資料が見つかりましたので、それもあわせてお聞きしたいと思います。この買った車が、どのように対応していくのか、国土交通省の資料なんですけれども、全国でデマンド交通を実施している、そういうところが150ほどあるそうなんです。いろいろ見ていると、和歌山県というのがありまして、一つは有田市、それから、もう一つはみなべ町なんです。みなべ町のところを見てみましたら、大変おもしろいんですが、ここは運営主体は町で、基本ラインはあるんですけれども、基本路線は迂回路型というんですか、要するに基本の路線ばかり走らんでもよいと、非常に幅広く走れるという、そういうふうになっているようであります。

運行エリアは、町全域というふうになっております。車両のサイズはジャンボタクシーとセダン型タクシーの2台、運賃は均一性で300円だそうです。お客の対象は制限なしというふうになっているようであります。こういうことで、早速、みなべ町へ電話で確かめてみたんですけれども、ここでは利用目的は買い物でも通院でも、何でもいそうであります。本線3線を走っているそうで、枝道に入り、停留所は100カ所、朝8時から夕方5時まで1日に6便、ただし予約が必要となっているようであります。町の車2台を南部タクシーに委託して、事業は南部タクシーがやっているようであります。町の委託料はわずかに70万円ということだそうです。

平成15年度の利用者は8,964人、これは先ほど聞きましたら、うちの町の半分ぐらいのようでありますけれども、また、みなべ町は、ちなみに調べてみますと、人口

で1万3,470人、これは平成22年度の国調なんですが、それで見てもみしたら1万3,470人、市町村道実延長は32万4,788メートルですね。農道20万7,884メートル、林道は3万7,430メートル、それに対しまして紀美野町は、これも平成22年度の国調で人口は1万391人で、市町村道の実延長は39万7,578メートル、農道は6万2,166メートル、林道5万4,844メートル、道路の総延長は南部が57万102メートル、紀美野町は51万4,588メートルであります。この道路の総延長はみなべ町のほうがやや長いように思いますが、この大体似たような、面積もほぼ同じですから、似たような歴史条件ではないかというふうに思います。

何にしても、この今の本当に交通弱者という方々がたくさんおられる、そして、そういう中で、この多くの方々の足を確保していくと、この足というんですか、多くの方々の利用を、交通の利用を確保していくという点で、この駐車場、停留所が100カ所というふうに幅広く回れるということについては、非常に効果があるんじゃないかというふうに思います。

これについて検討をしていくべきではないかというふうに思いますが、見解をお聞きしたいと思います。以上、よろしくお願いいたします。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長（宮阪 学君） 美濃議員の1番目と6番目の御質問にお答えいたします。

1番目の医療介護総合法が運営されることによる町の影響についての、御質問にお答えいたします。まず、地域における医療及び介護の総合的な確保の意義は、「2025年、いわゆる団塊の世代が全て75歳となる中、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住みなれた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最後を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題であります。利用者の視点に立って切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築し、自立と尊厳を支えるケアを実現していく」というものです。

基本的には方向性の中で、市町村の役割は、地域包括ケアシステムの推進、地域支援事業の実施等であり、サービス利用者の役割は、効率的かつ効果的なサービス利用と高齢者が地域の構成員として積極的に社会参加していくことも重要とされてございます。

このようなことから、今回、市町村が策定する平成27年度から平成29年度までの介護保険事業計画のポイントは、①2025年のサービス水準の推計、②在宅サービス・施設サービスの方向性の提示、③生活支援サービスの整備、④医療と介護連携・認知症施策の推進、⑤保健医療介護等のサービス提供の前提となる住まいとされています。

本町では、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に『きみの長寿プラン2015』を策定しましたので、少し説明させていただきます。

今回、地域における医療及び介護の総合的な確保の視点から、介護保険法が始まって以来、最も大きな改正がされます。大きな改正点としては、1つ目として、「介護予防サービスのうち訪問介護と通所介護を地域支援事業として新しい総合事業への移行」です。これは要支援1及び2の認定者のうち、今まで介護予防給付として利用していたサービスの一部が、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行することが決まっています。本町では、条例改正で認めていただいたように、国が示す最終の平成29年4月から実施でございます。これは、その移行期間を十分に確保することで、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の提供体制の構築に向け、生活支援コーディネーターの配置をめざし、また、地域での課題や不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成など、関係機関と連携を図りながら、必要なサービス等の確保に努めるものです。

具体的には、現在の要支援1及び2の訪問介護及び通所介護につきましては、平成27年・平成28年度は現状のままで、平成29年4月より町独自の地域支援事業となるため既存のサービスに加え、利用者が選択できる費用負担の少なくて済む他のサービスも提供できるような、体制づくりを考えてまいりたいと考えています。

2点目として、特別養護老人ホームの入所条件の重度化であり、本年4月から入所基準が、原則要介護3以上となります。しかしながら要介護1及び2であっても、やむを得ない事情により入所以外での生活が著しく困難であると認められた場合、市町村の適切な関与のもと、特例的に入所が可能になります。この場合、必要に応じて地域包括支援センターの職員がかかわることになります。

次に3点目として、負担の公平性として、本年8月から「一定以上の収入者の利用者負担の見直し」は、該当する利用者の負担割合が1割から2割に引き上げられます。また、高額介護サービス費の上限も、65歳以上で現役並みの所得がある人の世帯では4万4,400円に設定されます。また、施設入所等での食費や部屋代の補足給付の要件についても、配偶者の所得や預貯金等が判定要件に追加されることになります。さらに、

来年8月からは、遺族年金等の非課税年金も判定要件に追加されることになっています。

一方、これとは別に4点目として、低所得者対策として本年4月からは公費を投入して保険料の軽減の強化が行われます。具体的には、保険料段階第1段階から第3段階の方に対して実施されます。第1段階の方の基準に対する割合は、本来50%に軽減されているものが、本年4月から平成28年度末までは45%に軽減され、消費税が10%になるとされている平成29年4月からは30%に軽減される予定です。第2段階の方では、本来75%に軽減されているものが、平成29年4月からは50%に軽減される予定です。また、第3段階の方で、本来75%に軽減されているものが平成29年4月からは70%に軽減される予定です。

このように、今回は大変厳しい改正となっております。本町といたしましては、今後3年間の重点施策として、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービス・介護予防サービス基盤整備の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携、地域包括支援センターの機能強化により、地域包括ケアシステムの構築を目指し、この町に住んでよかったと思っていただけるように努めてまいりたいと考えます。

続いて、6番目の交通弱者対策について、県の新規事業で買い物弱者対策として車の購入補助金を使って交通弱者対策に取り組むべきではとの御質問について、お答えいたします。県の平成27年度の新規事業として、通院・買い物など、自力での外出が困難な高齢者等の移動手段を確保するため、福祉有償運送事業の普及、拡大を目的に社会福祉法人等との新規事業者及び、既に行われている事業者に対し福祉車両などの自動車の購入や車両の福祉仕様への改造に2分の1の補助をされる事業と聞いてございます。

県内の状況では、紀美野町を含む7つの市町村が実施しており、内訳といたしましては、17の社会福祉法人等が事業を行っていると同っております。議員御承知のとおり、福祉有償運送は道路運送法の規定に基づく交通の空白地域の解消を図るため、福祉有償運送運営協議会が指定し、適正な運営や利用者から受け取る対価等を協議いたします。

紀美野町では、紀美野町社協、美里園、ひかり作業所が事業を実施していただいております。平成25年度末では、会員登録127人のうち、利用者では月平均34.4人が224回利用されているとの報告を受けております。本年2月利用分で、社会福祉協議会では、2台の車両で9名、43回、美里園では8台の車両で15名、52回、ひかり作業所では4台の車両で利用者14名でございます。今後、県の補助要綱等が示された時点で、社会福祉法人等への事業者に対し周知を行うとともに、さらなる協力を求め、

新たな事業者の開拓にも努めていきたいと考えてございます。以上、御答弁といたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長 (中尾隆司君) 美濃議員の2番目の質問で、「小中学校にエアコンを設置することについて」お答えします。

議員御質問の小中学校へのエアコンの設置につきましては、昨年6月議会において答弁を行っております。内容として、エアコンの設置につきましては平成27年度から計画的に導入を検討しておりますという答弁になっております。

議員御指摘の来年度予算計上がなされていないとのことでございますが、町として来年度実施に向け、国への要望をしまいましたが、聞くところによると平成27年度、国の予算において、エアコンの設置については予算配分がないということでございますので、当初予算には計上しておりません。また、学校施設環境改善につきましては、当初予算に小川小学校、下神野小学校体育館吊り天井落下対策工事の予算を計上しております。国においては、平成27年度は防災、減災対策の予算を重点に置いていると聞いており、その関係からエアコンの設置等の予算がついていないのかなと推測しております。

予算措置につきましては、当初予算以外に補正予算もあり、それに対応できるよう準備をしていく所存でありますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 美濃議員御質問の3番目の「イノシシ対策について」及び5番目の「農業の状況について」お答えさせていただきます。

「イノシシ対策について」は、有害鳥獣対策として、防護柵設置の支援、有害捕獲の支援等行っておりますが、大規模で防護柵を設置する国の事業は減少傾向にあります。また、国では鳥獣保護法の一部改正が行われ、指定管理鳥獣について県、または、国が捕獲等の事業が実施することができるようになり、都道府県知事の認定を受けた企業や

法人へと狩猟者の範囲も広げられ、捕獲に重点を置くような状況でございます。今後、国・県の動向に注視して対処してまいりたいと考えてございます。また、有害捕獲に対しての補助金の支援につきましては、現在、銃の場合1頭1万5,000円、わなの場合は、1頭6,000円の補助を支出してございます。

高齢化とともに捕獲後の処分も大変であると認識してございますので、今後も、なお一層、国・県に要望を行っていきながら、こういった支援ができるか検討させていただきたいと考えておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

次に、5番目の「農業の状況について」お答えさせていただきます。現在の農業におきましては、高齢化と後継者不足により耕作放棄地の発生が増加し、その上、鳥獣害による農作物の被害で耕作意欲が失われる状況でございます。このような現状の中で、町におきましては、さまざまな補助金を受けながら農業振興に取り組んでいるところでございます。

国・県の制度を活用し、農地の維持や共同活動費として交付される中山間地域直接支払交付金や米の直接支払交付金、新規就農者給付金、鳥獣被害に対する防護柵の設置などの支援や、町単独として農業経営支援事業により、近隣の市町村が行っていない農業機械購入にも支援を行って、大変好評を得ているところでございます。また、高齢化や遠方で農作物の出荷ができない農家には、町内7カ所の集荷場所を設置し、とれたて広場まで農産物の出荷サポートの支援も行っております。さらに、水路の泥上げや農道の草刈りなど、高齢化とともに困難となってきた共同活動費に対して交付される「農地維持支払」や「資源向上支払」の多面的機能支払交付金についても実施しているところでございます。

町としましては、今まで申し上げました、さまざまな支援を今後も継続して行っていくことが重要であると考えてございます。

以上、「イノシシ対策について」と「農業の状況について」の答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 私からは、美濃良和議員の4番目の御質問でございます「普通交付税について」お答えを申し上げます。

美濃議員御質問中の「合併の特典」とは、普通交付税の合併算定替えによる加算分のことだと存じますが、この加算分につきましては、合併市町村の普通交付税額が、旧市町村単位で算定した交付税額を一定期間下回らないようにする特例措置でございます。本町では、合併算定替え加算分、約４億５，０００万円が、特例期間の１０年間で終了する平成２８年度から平成３２年度までの５年間で段階的に縮減され、平成３３年度には終了いたします。それに伴う対策として、本町では、さまざまな事業見直しを行い財政の健全化を進めてきたところでございます。

美濃議員御指摘のとおり、全国の合併した自治体から合併算定替え終了後の財政支援措置を国に要望されてきた経緯がございます。総務省は、平成２６年度から５年程度をかけて普通交付税の見直しを図り、反映するとのことでございます。具体的には、旧市町村の役場が現在も住民サービスの維持や災害時の拠点として活用されていることを踏まえ、これらを「支所」とみなして、交付税額の算定に反映することや、合併に伴って面積が拡大したことで、消防署や出張所を各地に維持する費用や、ごみ収集・運搬にかかる費用がかさんでいることを踏まえた交付税への反映でございます。

このことにより、全国ベースでは、支所数や各種施設数、また、面積及び人口密度などにより違いがございますが、合併算定替え加算分の約７割程度が確保されるとのことでございます。本町におきましての具体的な反映額につきましては、不確定要素の多い中、今後の算定基準いかに変わらる可能性はございますけれども、現時点におきましての試算といたしましては、現在の約４億５，０００万円の合併算定替え上乗せ分のうち、約３億円程度が確保され、急激な普通交付税の削減が緩和される見込みとなっております。しかしながら、少子高齢化の影響による町税の減少、人口減に伴う普通交付税の減少に加え、社会保障費の増加、そして、老朽化していく公共施設の更新への対応に要する費用も必要となってきております。今後も、限られた財源の中で維持可能な財政運営を続けることができるよう行財政改革等に取り組んでゆかなければならないと考えてございますので、議員のさらなる御指導、御理解、御協力のほどお願いを申し上げます。普通交付税につきましての御質問の答弁といたします。

（総務課長 牛居秀行君 降壇）

○議長（小椋孝一君） １３番、美濃良和君。

○１３番（美濃良和君） この医療介護総合法に基づいて、その影響を「きみの長寿プラン２０１５」ですか、その中で対応をされるというふうに聞いておったわけでござ

ざいます。具体的には、この要支援が介護保険から外されると、そのうち、特に1ですね、この1の方々がどうなっていくのか。また、介護保険から3%ですか、給付額というんですか、あれが入ってくるようでありますけれども、この方々に対するサービスをやっていかなければならない。この中でも書いておられますけれども、そういう方々が進んでいかないようなことで、いろいろとしていかなければならないわけで、介護予防ですか、こういうふうなところをやらなきゃならない。これについては、どこが費用が出るのか。

それから、具体的にはどこがするのか。NPOとか、ボランティアというふうなことを言うているようですけれども、実際に、この町において、そのようなことが図れるのかどうかというと、大変難しいと思うんですね。結局、介護保険から外された方々が、町がというふうなことを、先ほども言われましたけれども、どのようになっていくのか。その負担はどうなるのか。サービスが同じようにしようと思えば、町が持つのか、あるいは個人が持つのか、その分を持たなければならぬ費用ですね、そんなことも含めて、今後どうなっていくのかということについては、どうであるのか、お聞きしたいと思います。

補足給付についてはですね、結局、これはもう配偶者が課税される方やったら、もう補足給付がなくなるわけでしょう。それから、1割負担が2割負担になると、こういうことについてもですね、具体的に、そういう方々がふえてくるわけでございますけれども、所得がなければということなんでしょうけれども、所得だけで判定するんですか、その辺のところも、あわせて聞きたいと思います。

いろいろと町としては、決して、そんな弱い方々を、もうほっとくとか、そういう気はまるっきりないと思うんですけれども、いかんせん、そのような状況になってきている中で、どれだけ、その方々のサービスを続けられるのか、ここのところは町がどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、交付税ですけれども、実際4億5,000万円減らしたけれども、3億円程度確保されると、結局1億5,000万円減額されるというふうなところでおさまりそうやという判断のようなんですね。それはありがたいことだと思うんですが、結局、それであっても人口が減っていく中で、どんどんとやっぱり影響が来るかというふうに思うんですね。それと、この交付税会計がすごい借金を抱えている、17兆円を全国の自治体に交付する、この交付税会計が81兆円の借金を持っていると、まさにこれ

はパンクの状態やと思うんです。そんな中で、さらに今、されようとしているのは、法人税の減税でしょう。我々から消費税を取って、会社の税金の法人税を下げると、そうなってくると、この交付税会計が、その原資になっているのが、この法人税と所得税と酒税、それにたばこ税と消費税の一部と、こういうところの一番大きい、この法人税が下がっていくと、また、これは歳入欠陥になってくるというふうに考えられますよね。そうなってくると、また、地方に回ってくるお金が、今また、人口が減って我々のところに来る交付金が減ってくる可能性があるんですが、さらに、その問題も起こってくる、それを何とかしようと思えば、また、借金でしょうけれど、そういう中で、我々が、また、しなければならない。先ほど保健福祉課長が言われているように、だんだんと町の負担もふえてくる中で、大変な状況もあるんですが、この交付税は、先については、わかりにくい部分があるんですけども、どこまで町として抑えられているのか、聞きたいと思います。

あと農業問題なんですけど、今もう国のやろうとしていることは、本当にむちゃくちゃだと思います。一旦、政府においても自給率を50%は持たなければならないというふうに言うてたんですよ。しかし、やっていることは、反対に自給率が下がるように、下がるようにやってきているわけで、今後、農協の解体ということが言われていますけれども、実際、解体されてしまうことになりかねないような状況があるんですよ。中央会からの監査と、一旦、銀行なんかは大きな借金を抱えて10兆円も国から金をもらって、長銀なんかは再生に向かってやったわけでしょう。農協はというと、そんなお金を一切もらっていないんですよ、国から。きちんと中央会からの監査によってやってきているわけですね。単に公認会計士が見るだけじゃなくて、中央会というふうに、農協をわかっている人間が事業監査もするという中で、危なかったら農協同士の合併させたり、いろんな形でできているわけなんですよ。そういう中で、今、農協が、うちも大事なメインバンクになっているわけですから、こういうところは、やってきているということは非常に大きな意味があると思うんです。

しかし、それが、もし今、国のやろうとしていることにされていければ、これはまさに解体の方向となっていくと思わざるを得んわけですね。実際、分類していく、そして、何でしょう。大体ものの売り買いだけでは農協は成り立たんわけでしょう。紀美野町の山椒とか柿とかミカンを売っただけで、こんだけ維持できるのかどうか。それは信用もあったり、共済があったりして、トータルでやっていけるわけなので、それを会社で

信用とか、その辺は会社でやれと、そうなった場合、農協は持つんかどうか。一般的に言われているのも、和歌山県に1つか2つ残ればいいほうやと、そんなふうな話もありますけれども、実際に、そうなってくると、農業についても大きな影響が出てくる。町としても、相当大的なことを、対策をとっていかなければならんのではないですか。いろいろと金の厳しくなってくる中で、それが本当に手の出しようもないような町の財政も大変なものわかるんですけども、その辺についてお考えをもう一度、お聞きしたいと思うんです。

それから、イノシシ対策ですね、課長も言われるように、有利な、そういうふうな補助金が今後、減らされていくような方向にあると、そういうふうになる中で、囲うよりも今度は捕獲のほうに回せと、先ほどからも言っているように、この捕獲をしていく上で、要するにイノシシをとって食べるとか、そういうふうなことになるれば処分がされるんですけども、食べられないようなイノシシですね、先ほどから言っているように、小さくて仕方ないとか、わなでは、よくかかるそうなんですよね。それからまた、疥癬にかかった毛の抜けたイノシシも、これはどうしようもないと、そんなものでもとらざるを得ませんから、とった場合に、その対策ですね、町としても何らかのことが考えられないのか、猟師が自分で穴を掘って埋めよというふうなことだけでやっぱり、どんどんとやってもらう意味で、町も捕獲してくださいよというふうにお願いしなきゃならんのですから、その辺の対応もしていくべきではないかというふうに思いますが、もう一度、お聞きしたいと思います。

それから、小中学校のエアコンについては、補正予算について対応ということでありますので、そういう方向で、ぜひ、よろしくお願いします。これは要望といたします。

あと交通弱者対策なんですけれども、今、福祉有償は、社協と美里園とひかり作業所ですか、3事業所でやっているということで答弁ありました。それで利用者をふやしていくということなんですけども、何にしても、これは福祉有償ですから、介護認定をもらわないと利用できないんじゃないですか。もういいんですか。それについて答弁お願いします。

では、今言う福祉有償が、どこまで使えるサービス内容になっているのか。また、そういうふうに見えるものであるならば、それを町民の皆さん方に知っていただいて、利用してもらおうと、そういうことが必要じゃないかというふうに思いますが、そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 美濃議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

確かに普通交付税、特別交付税、地方交付税につきましては、歳入におきましても、平成27年度予算におきましても、予算全体の、歳入の50.85%を占めるという大変、私たちの町にとりましても大切なものでございます。議員御指摘のとおり、人口が減っていく中で紀美野町におきましては、普通交付税が今後、上がっていくという見通しは大変持ちにくいところでございます。下がっていくという話であります。

先ほど申し上げました合併の特例につきましても約1億5,000万円ほどが下がっていくと、それから、議員の御指摘にもございましたが、普通の交付税ですね、それにつきましても、これから平成27年に国勢調査がございまして、平成32年度にも国勢調査があるわけでありますけれども、その二度の国勢調査の中でも人口減少によって、そういう交付税にも影響がもたらされるという中で、大変厳しい状況でございます。

先ほども申し上げましたように、普通交付税につきましては、国におきましては平成26年度から平成30年度までの5年間で見直すことといたしております。交付税だけではなくて、国の各種補助金や交付金につきましても、今後の景気の状態や社会経済情勢及び消費税等の導入の状況等、まだまだ先行きに不確定要素が多い中で変わっていくものと理解をしておるところでございます。どちらにいたしましても、今後の国の打ち出す施策等を注視しながら健全財政の運営に取り組んでまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） それでは、美濃議員の再質問でございます。介護保険から外されるというふうな表現があったと思いますが、決して外すということではございません。

続いて、要支援1、2のサービス及び予防は、今後どうなっていくのかという御質問、それから、財源はどうなっていくのかと、それから、補足給付や2割負担はどうですかという御質問だったと思います。

地域支援事業の財源について、少し説明をさせていただきたいと思います。平成29年度から予定しております地域支援事業で、平成29年度からは前年度の、すなわち平成28年度です。平成28年度の要支援1、要支援2の予防事業、それから、訪問、通所介護事業、予防支援、これは計画でございますが、後期高齢者の伸び率を掛けて平成

29年度以降、認定機関の残りの方、要支援1、要支援2の訪問通所介護、予防支援をマイナスすると上限額が、今の上限額で計算しますと2,296万6,000円という金額が算出されます。

事業計画上では、平成29年度の総合事業の金額で1,839万3,000円、上限額の80%で、上限額が下回るということを計画数値に乗せてございます。ただし、総合事業につきましては、平成29年度から市町村事業として市町村が行う事業であり、既存の訪問通所事業につきましては、現在の介護報酬より低い介護報酬を考え、既存の介護事業者や民間、ボランティアなどの地域での多様な活用を考えていきたいと考えてございます。

議員御指摘の3%と、先ほど言われたと思うんですが、現在は、その地域支援事業の給付費は現在では3%以内とされておりますが、ここについては、また、計画へも乗せてございますが、変わります。ただいまの現状では1.829%の率でございます。

それから、要支援1、2のサービスや予防は、どういうふうに今後、考えていくのかという御質問だったと思います。平成29年ということで2年間をかけて考えていきたいというふうに考えてございますが、1つの方法として、昨年3月分の介護予防サービスの利用者は139名でございました。その方々のサービスの利用状況は訪問介護と通所介護の利用が最も多くなっています。訪問介護利用者58名の具体的なサービスの内容を調べてみますと、掃除が51名、買い物が22名、調理が20名と、生活援助が上位を占めてございます。この掃除や買い物、調理について既存のサービスに加え、利用者が選択できる費用負担の少なくて済むサービスを提供できるような体制づくりを進めてまいりたいと考えてございます。1つの方法でございます。1つの方法として現在、シルバー人材センターで行われている家事手伝いや家庭内の掃除につきましては、1時間当たり720円から920円と伺っております。今後、この自己負担分を新しい介護予防、日常生活支援サービス事業に位置づけることができれば、介護保険からの負担も、利用者負担も少なくて済み、現状の介護サービスの利用にかかる負担よりも低額になることが考えられます。

現在、シルバー人材センターや社会福祉協議会への相談を行っているところでございます。また、シルバー人材センターでは、県のシルバー人材センター連合会を通じ、介護関係の事業について、行政より協力依頼があれば前向きに検討するようにとの通達があったことも伺ってございます。ただし、シルバーの会員が十分あって、初めてこのサ

ービスの導入が可能です。この会員増の課題もございますが、今後、平成29年4月に向け、多方面への働きかけを行い、より一層、介護予防、日常生活支援総合事業が実施できるように行っていきたいと考えてございます。

それから、補足給付でございます。補足給付でホテルコスト、いわゆる低所得者の人が施設を利用した場合の居住費、食費の負担限度額でございます。これについては平成27年8月から他床室の負担限度額が変わります。平成27年8月からは住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税、それから、住民税非課税世帯でも預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える方につきましては利用者負担額のサービスが、特定入所介護サービスの減額制度が受けられません。

次に、利用者が1割負担、2割負担の問題でございます。過日の議会でも御答弁させていただきましたが、例えば、夫の年金収入が280万円以上あっても、妻が国民年金の平均受給年額66万円より少ないケースであれば夫婦1割負担、ただし、夫の収入が280万円以上、妻が66万円以上280万円未満の場合、合計収入346万円を上回る場合は夫2割、妻1割というふうに法律で規定されてございます。

続きまして、交通弱者対策でございます。現在、行われております紀美野町社会福祉協議会、それから美里園、ひかり作業所で利用対象者はどうですかということでございます。福祉有償運送の対象者は高齢福祉年金の受給者で本人及び世帯全員が町民税非課税世帯であるもの、本人及び世帯全員が町民税非課税であるもの、それから生活保護受給者であれば利用は可能でございます。ただし、各事業所においては、交通の不便を来す場所を指定してございます。

それから、ひかり作業所につきましては、作業所へ通う対象者の方々の送迎が主でございますので、一般の方は利用できません。

それから、どこまで行けるのかという御質問だったと思います。場所につきましては、一応、町内の病院、通院を優先するもので、特別に厚生病院へ送迎の際にオークワまで回ることも中にはございます。これは、その法人のサービスで行っていただいております。町内の通院というのが優先されるということでございます。

対象者の補足といたします。先ほどの税額が非課税及び生活保護、それから、介護保険法での要介護者及び要支援者、また、身体障害者法第4条に伴う身体障害者の手帳を有する者、それから、その他、肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により単独で移動が困難なものであって、単独では公共交通機関を利用することが困難なものと

されてございます。以上、御答弁といたします。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 美濃議員の再質問にお答えいたします。イノシシ対策ですけれども、防護柵等の補助金が減らされ、捕獲に重きを置いているような状況でございます。今後、国の動きに注視して対処してまいりたいと考えてございます。

また、かいせん病等に、かかっている食べられないイノシシの捕獲後の対処というのは大変困難があるということは認識してございます。こういった支援ができるのか、今後、検討させていただきたいと考えてございます。

次に、農業問題ですけれども、現在、国においては農業改革等を協議されているところでございますが、国において十分な議論を行っていただきたいと願っておるところでございます。これについても今後、国の動きに注視して対処してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前１０時１０分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時２５分）

○議長（小椋孝一君） １３番、美濃良和君。

○１３番（美濃良和君） 今、ホテルコストの補足給付ですね、これで、要するに補足給付についてですね、今までの法律に基づいて、以前、この現在の法律がない前でしたら、どちらかが非課税であってですね、他の家族が課税であると、その場合に世帯分離をして非課税の方のみ補足給付を受けることができたわけですね。それができなくなったと、これは前の質問のときにも申し上げたんですけども、こういうふうなところが変わってくるというなんですよ。

あと、それでは、先ほど、この要支援の方々、あれから、介護保険から切り離されないと、そういうふうに言われましたけれども、その実体的に、今までの答弁でしたら具体的に、どうであるのかということについては話されていないんじゃないんですか。要するに、どれだけの負担が要するのか。町は以前の法律前に基づくような、対応できる

だけのお金を出してサービスを提供できるのかどうか。要支援の1はどうか。こういうふうな問題もあるわけでしょう。基本的に、この介護保険から切り離されないというふうなことを言えるんですか。基本的にもそうですし、実質的にサービスを受けられないようなことになってくるならば、それは自分のほうから、この介護保険を使わないということになっていくのではないですか。その辺は絶対に大丈夫なんですか。

それから、こういうふうなサービスを受けやすくするためにシルバー人材センターの協力ももらって家事サービスですか、になるでしょうね、そういうものを受けたほうが安く上がるということでございましたけれども、それでやっぱり、ヘルパーのそういうふうな資格を持ってくる方とシルバー人材センターの方というのは、そういうふうな資格というんですか、ないんですから、その利用者さんを見て、今このような状況になっている。そのことに対する対応とか、そんなんができるんかどうか。同じようなサービスが受けられるわけですか。受けられるわけないですよ。資格を持った方々が、たまたま、シルバー人材センターにおられたらいいですけども、そんなふうなことを考えて、どう考えてもサービスの低下になっていくと、そういうふうにしてやるのか。要するに金だけ考えて、もう少々のサービスは、悪くなるけれども、それでおさめてしまうというふうなことになってくるのか。どう考えても、いろいろと問題があるかと思います。

預貯金が1,000万円、夫婦ならば2,000万円というふうな、その辺のところもですね、うちの場合は、どれぐらいの方々がおられるのか。そんなことでサービスが受けられなくなってくる方々、どのぐらいあるんかということについては、どうなんですか。

それと、先ほど第1回目の質問をした平成26年から平成29年までは基準額が8万2,321円で、その後、平成30年から平成32年までは9万2,637円、平成33年から平成37年度は10万4,526円というふうにはね上がっていくんですよ。このことについて、計画が、そうなっていますよね、これ。こういうふうなことで、払っていかなければならないことになってくるんですか。この対策を打って、この程度と、これだけは払ってもらわなければ仕方ありませんよということか知りませんが、10万円というたら相当大きいですよ。当初のころは3,000円とか5,000円と違って、その程度のものが、今、基準で10万円超してくると、これは相当に大きいと思うんですけども、そのことについて、どうなっていくのか。

それから要支援、先ほどちょっと言いましたけども、要支援の1はどうか。

そのサービスは、これは受けられるんですか。それもちよっとお聞きしておきたいと思います。

それから、交通弱者の問題ですけれども、結局、非課税か生活保護でなければ、この福祉有償運送のタクシーは利用できないわけですよね。あるいは障害者の方、一般の方は、これを利用しようと思っても行けないわけでしょう。しかも基本的には通院ですよね。そういうふうなことを考えて、やっぱり一般町民の方々がですね、だんだんと高齢化してきて車を乗れなくなってくると、これだけ広いところですから、車なしに生活できないわけですよ。そのことに対する対応というのは、これは考えなければならないわけではないですか。また、私の、その提案したみなべ町方式ですね、この一番の魅力は停留所を100カ所つくれると、町内に、うちは本当のタクシーというふうな形であれば一番いいんですけども、100カ所の停留所をつくれば、かなり自分の家の近くに停留所があると、そこで乗りおりできるということは、より効果が高いというふうに思うんですよ。現在のうちの停留所ありますけれども、特に旧美里町は、特にそうなんです。毛原とか国吉のように国道まで来るのが大変と、何キロも来んな。そんな方々が、何を利用しておりてくるのかって考えたらですね、そういうところで、やっぱり停留所が、できるだけ近くになれば利用できないことになるんじゃないですか、タクシーが一番いいですよ。しかし、普通のタクシーを、民間を使えば、やっぱり1万円仕事になってくると、こういうふうなことで交通弱者ということに言わざるを得んような状況なんですけど、それについてもう一度、もう3回目ですからね、できるだけよい答弁をお願いします。

それから、農業問題なんですけれども、国の動きに注視するとはしか言えないのかわかりませんが、しかし、今、我々町としても何らかの行動も、さきの交付税じゃないですけども、交付税を下げてくれんという運動があったがために4億5,000万円がですね、3億円でとまったと、そういうふうな状況があるように、やはり町としても、これまともにやられたら大変ですよ。本当に、これ何というんですか、基本的に大きな点で言ったら、日本の食糧がなくなっていくんですからね。そうでしょう、今、世界的に人口は、日本では少なくなってますけども、世界的には物すごい勢いで人口が増えてると。また、その反対に耕地面積はどんどん砂漠化して減っていると、そんな状況になってるわけでしょう。

無理やり、我々、日本が取ってきた発展途上国はお金を持って来る中で、そういうふ

うな取り合いも激しくなってくる。そういうふうを考えていった場合に、今、日本の自給率、政府も言うてるんですから、50%を確保すると。今、3割ほどでしょう。本当は、もっと上げなきゃならんと思うんですけども、5割にするといいながら、やってることはどんどんどんどん減らせという、そんなやり方で日本の国民の食糧が守れるんかどうか。

また、この町に至っては、人口を、これ以上減らしていいんかどうか。そういうふうになると思うんです。だから、国の動きを十分に注視して、もうこうなつて、TPPとか、農協の改定がされてから、どうこう言っても、それはもう手おくれじゃありませんか。その辺はどうですか。

また、イノシシ対策ですね、本当に大変であると思います。本当に担当課も町長も大変だと思うんですが、イノシシについてはですね、せめてハンターの皆さんがやってくれたことに対して、町としては何らかのフォローをしていくと、うり坊というんですか、小さなああいうものをですね、今、この間、条例やったあの中で、紀の海の焼却で、猫までは見てもらえると、焼けるということでありましたけども、それについてですね、そういうふうなものもできないのかどうか、処理が。

それから、本当に疥癬にかかった大きなイノシシであったというか、これは本当に穴掘って、ハンターの皆さん方が埋めてくださいよというのも大変気の毒な話だと思うんですね。何らかの形で、その対策も考えていかなきゃならんのではないですか。

また、いろいろと言ってもなんですが、捕獲の奨励金ですか、銃で1万5,000円、わなで6,000円、これもできるだけ、そこをふやして、どんどんやる気を起こしてもらえるような、その金額に持っていくべきではないかと思いますが、もう一度よろしくをお願いします。

それから、交付税額ですけれども、交付税額で原資、これはもう普通の会計と違うんですよね。普通の会計は歳入を計算して、それに見合う、いや歳出を計算して、歳出に見合う歳入をつくるんですけど、この交付税会計はもう歳入は一定で決まってしまうと、だから、歳出がふえればふえるほど内容を減らして圧縮させて、そして、その歳入に合わせなければならないという、そこに大きな問題があると思うんですけども、先ほどから言っているように、その歳入に当たる部分の法人税が、これから下げられようとしている、そうなってくると当然、今の状況から考えてですね、交付税の交付される金額も圧縮されたものになってくる、それでなくても人口ふえて、正規の計算の上で

も減ってくるというふうに二重、三重に大変なことになってくるんですけども、これも本来ならば交付税は歳入に足らずがふえるんならばですね、それぞれ所得税、酒税の３２％、法人税の３４％ですか、このパーセンテージを上げるというふうになってるんですよね。この要望をしていくべきではないですか。

もう一度、よろしくお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 美濃議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

まず、普通交付税のお話がありました。確かに法人税の普通交付税に充当する率というのを減らそうとしているところでございます。所得税のお話も出ましたけれども、現在、所得税につきましては、その所得税の３２％が交付税の原資となっておるところでございます。議員御指摘のとおりでございます。

それを国のほうでは１．１％増率いたしまして、３３．１％ぐらいに上げるというふうな見通しであると聞いてございます。今後、景気の状態等で、はかり知れないところがございますけれども、現時点においては景気が上がってきてございますので、原資の一つである、この所得税の充当率が上がるということは、大変町としてもありがたいことでございます。

法人税が３４％から３３．１％に下がるんですけども、その下がった分を、この所得税で埋められるかどうかということもございます。ただ、議員御質問の交付税の、これからの成り行きにつきましてはですね、先ほども申し上げましたけれども、国の経済対策であるとか、いろんな施策、これから打ち出してくる施策、それから、５年間かけて見直していく、普通交付税に対して見直していく、それがどうなっていくのかということにつきましては、大変、まだ、今の時点におきましてはですね、不透明なところがございます。ただ、国の動向としては、この法人税の減額に伴って、交付税の原資が下がるわけでありまして、それを補うために所得税等の充当率を上げていくというふうなこと。

また、収益につきましても、現在、現行では３２％でありますけれども、これについても５０％程度に上げていくというふうなことをもって、何とか現状の交付税の財源を減らないようにと、財源がマイナスにならないようにしていくということでございますので、これ以上は、ちょっと私ども町といたしましては、いかんとも言いがたいところでございますので、今後、国の施策を待っていくということで御理解を賜りたいと存じ

ます。

それから、交通弱者についての御質問がございました。議員の、この御質問の趣旨といたしまして、新しく車を買うための補助として、こういう制度があるから活用するのはどうかという御質問でございましたので、保健福祉課関係のことでもございましたので、保健福祉課から答えていただきましたが、そのほかの方々、じゃあどうするのよとの話でございます。現在、ふれあい号を動かしているんですけども、6路線を5台のバスで大十バスに今、委託をして行っているところでございます。

議員、先ほど御紹介をいただきました、みなべ町のデマンドですか、デマンド方式で行っている交通体系でありますけれども、年間8,964人ぐらいの御使用があると聞きました。私ども、ふれあいバスでは平成25年度実績でありますけれども、年間で1万6,740人の方に御利用をさせていただいております。また、そのバス停のお話もございましたけれども、紀美野町の場合、フリー乗降区間と申しまして、手を挙げていただければ、どこでもとまるよという区間を設定してございます。

そういったところで、そのほかにもバス停等、数多く設定をしておりますけれども、議員御指摘のように、あくまでも、このふれあい号につきましては、幹線道路が主な運行経路となつてございます。その中で、じゃあ幹線経路から離れたところについての、いわゆる、公共交通の空白地の対応についての御質問であつたかと思えます。これ以前からも議員の御質問、また、ほかの議員からの御質問の中でいろんな運行形式の御提案をいただいております。過疎有償運送であるとか、これはNPO法人でやるんですけども、議員の今おっしゃったデマンドであるとか、先ほど来より福祉課長から申し上げます福祉有償タクシー等々、活用しておるわけでございます。あるわけでございますけれども、紀美野町といたしましては、以前からの御質問でもお答えを申し上げておりますように、私どもに一番適した運行方式をとっていきたいということで、検討をさせていただいていると、その検討におきまして、現在、動いているふれあいバスとの兼ね合いであるとか、民間業者、タクシー業者、バス業者、ございますけれども、そういったところの兼ね合いの中で検討をしていくということでございます。

どちらにおきましても、議員御指摘の公共交通の空白地の対策につきましては、私どもも大変大きな課題と受けとめてございますので、今後、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君）

保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君）

美濃議員の再々質問にお答えしたいと思います。

財源でございます。要支援１、２の財源はどうなっていくのかということで、先ほども説明させていただきました。総合事業の中で対応していくということで１,８３９万３,０００円を、計画上に数値は出てございます。現在の要支援１、２のサービスが全てではございませんが、そのうち訪問介護とデイサービスの部分でございます。それから、サービスの低下になるのではないかとということで、シルバー等を使えば無資格者がサービスを行うがために、サービスの質が悪くなるのではないかとという御質問でございます。現在、考えているのは、身体介護部分は従来のサービスでお願いしたいと考えてございます。

それから、家事援助、家庭内の掃除、調理、それから買い物、こういう部門については、シルバー人材センターで、これは仮の話でございますが、シルバー人材センターで対応をしてもらえれば、そういう方向でいきたいと考えてございます。

それから、補足給付で預貯金が１,０００万円、２,０００万円の方は何人いるのかということを御質問だったと思いますが、預貯金についてはわかりません。どういうふうな形態で今後、行うのかということでございますが、自己申告による申請に基づき行います。自己申告が悪質な虚偽の申請等々があれば、ペナルティー等もございますが、申請時の自己申告で処理を行う予定になってございます。

それから、平成２７年から平成２９年の保険料でございます。この前の「きみの長寿プラン２０１５」にもお示しさせていただいております。保険料が平成２７年、平成２８年、平成２９年、第６期の保険料が年額で８万２,３２１円、これは基準額でございますが、月に直すと６,８６０円でございます。大変高額な金額とはなってございますが、相当のサービスの利用、需要があるということの判断の上、計画を出させていただいてございます。

それから、平成３２年、平成３７年につきましても保険料の高騰があるということで、今後どうなっていくのかなというふうな質問だったと思います。保険料の上昇の理由につきましては認定者数の増加、平成２４年度で１,００４人、平成２５年度で９９８人、平成２６年度では１,０１９人で行っていました。平成２７年度では１,０６９人、平成２８年度では１,０９４人、平成２９年度では１,１０２人を予測してございます。

認定率の比較を見えますと、平成２６年９月では、国では１７．９％、県では２２．１％、当町では２４．７％と高く、国より６．８％、県では２．６％の高い状況にあるの

が一つの要因かと思われます。

人口では、いわゆる団塊の世代、高齢期を迎えることにより、平成27年度では4,143人をピークに緩やかな傾向となりますが、何分、人口の減少が進むために65歳以上の人口割合が、さらに増加傾向となります。後期高齢者の世帯数の割合が高いということも大きな要点かと思われます。以上が保険料の上昇内容でございます。

続きまして、要支援1はどうなるのかという御質問だったと思います。要支援1につきましては、今後、平成29年4月からは新たな形で行われます。要支援1、2というのが今後認定及び認定とは関係なく利用できるというふうな制度になってございます。

「長寿プラン2015」の60ページにも記載されてございますが、基本チェックリストというリストがございます。介護保険の申請時に基本チェックリストでチェックを行って、この方は、やはり要介護1以上と思われる方については、要介護認定。それから、要支援者というふうな形で、あくまでも要支援かなと思われる方については、認定なく、その場ですぐサービスを受けられるというふうな形に制度が改正されます。

今後、要支援1はどうなるのかということでございますが、従来のサービスを崩すことなく、この2年間をかけて十分協議していきたい。また、検討していきたいと考えてございますので、御理解賜りたいと思います。以上、お答えいたします。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 美濃議員の再々質問にお答えいたします。

イノシシ対策については、捕獲後の処理対策にどういった支援ができるか、検討させていただきたいと思います。

それから、奨励金の増額ですが、周辺の市町村の状況等を見ながらですね、これも検討させていただきたいと思っております。

それから、農業問題ですが、日本の農業を守るような対策になるよう、国において十分議論をされるよう願っているところでございますが、町といたしましては、先ほど申し上げました農業支援を継続していきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上、再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時54分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 55 分）

副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 美濃議員の御質問において、答弁漏れということでございますので、国に対して要望していくかどうかという事の御質問であったかと思いますが、交付税について、もう少し御説明申し上げますと、交付税の総額というのは、国が地方財政対策という大きな計画の中で、今年度は、どのぐらいの交付税が必要であるかということ、まず決められます。

その中で、じゃあ財源でどれだけ入ってくるのか、おっしゃられるように法人税、酒税、所得税、消費税で、どのぐらいの収入が見込まれるかということ、計算した上で、そこで財源が不足ということになれば、それは議員おっしゃられるように、以前では交付税特会が借入れをするということでありましたが、現在は臨時財政対策債というものを発行して、それでもって総額を確保して地方へ来るというのも今の現状になってございます。

最近の新聞とかで見ますと、少し景気も上がってきているということの中で、先だって総務大臣の話の中に、どうしていくんかということで、その場合には臨時財政対策債を減らしていくというような答えもございました。それは、所得税が少し伸びたということの中で、減らしていくということになっておりますので、あくまでも普通交付税と財政対策債というのはセットもので、それでもって地方へ交付するといったものでございます。

法人税の税率を下げるというふうにおっしゃられておりますけども、それは、ですから、それだけじゃなくて、所得税の率を上げるとかっていったもので、トータル的な話で国もいろいろ試算されているようなものでございますので、それもトータルということで我々、考えておりますので、現段階では紀美野町単独で、そういったものを要望していくということは考えてはございませんので、御答弁いたします。以上です。

○議長（小椋孝一君） これで、美濃良和君の一般質問を終わります。

続いて 3 番、田代哲郎君。

（3 番 田代哲郎君 登壇）

○3 番（田代哲郎君） まず、質問の第 1 点として、受給しやすい就学援助制度へ

の改善についてお尋ねいたします。

経済的に困っている小中学生の家庭に、学用品や給食費、修学旅行費などを援助する制度として、就学援助制度があります。２０１１年、平成２３年の１２月議会でも同じ問題で質問しましたが、厚生労働省の最新調査では、子供の貧困率が１６．３％と過去最悪を更新したので、再び同じテーマを取り上げます。

就学援助を受ける児童・生徒の比率は、そうした経済状況の悪化に伴って増加し、２００９年度、平成２１年度の１４．５％から２０１２年度、平成２４年度は１５．６４％という、６人に１人が受給していることが文部科学省の調査で明らかになりました。

企業の倒産やリストラによる失業など、家計の悪化と、離婚などによるひとり親家庭の増加が二大要因となっています。対象の子供の割合が、過去５年間でふえたのは、東京、大阪を除く４５都道府県に上ります。就学援助の受給率には地域差が大きく、その背景に自治体の財政力もありますが、申請漏れをなくす努力に大きな違いがあると言われています。

まず、制度の案内を毎年、全ての保護者に配布しているかなど、制度の周知があります。そして、誰にでも理解できる言葉で書かれているか、さらに世帯が該当するかどうかの目安となる基準が掲載されているか否かについても、自治体ごとにまちまちです。また、一般的に人口が少ない自治体ほど、制度の周知や所得基準の明示などに消極的で、制度を積極的に運用しない傾向があるとの調査報告もあります。

紀美野町では、毎年２月ごろ全ての保護者に、４月には新入生の保護者に案内を配布しているとのことですが、就学援助制度が誰にでも理解できるように工夫し、該当の目安となる所得基準の具体例、援助の対象となる項目なども記載するとともに、希望する保護者が受給しやすいように改善を図る考えがないかお伺いします。

続きまして、粗大ごみの運び出しが困難な世帯への支援についてお伺いします。

この問題は、２０１１年、平成２３年１２月議会や、２０１２年、平成２４年１２月議会など、過去にも同じテーマで質問しましたが、急速な高齢化が進むとともに、単身高齢者や高齢者夫婦の世帯がふえ、不安を訴えるお年寄りがふえつつあるので、今回も質問することにしました。こうした世帯の手助けを家族や介護職などに任せたまにはできない状況になりつつあり、行政サービスの改善が求められるのではないかと考えます。

過疎の町では、高齢者の日常生活維持や地域支援をどう実現していくのかなど、解決

を迫られている課題が多く、深刻な問題となっています。こうした地域で暮らすお年寄りが豊かな老いの日々を送ることは容易ではありません。紀美野町は谷あいの町なので傾斜地が多く、ごみ収集車が入っていけないような地域でも援助を必要とするお年寄りは生活しています。体力が衰え、特に粗大ごみなどを集積場所まで運び出せなくなった高齢者や、そうなる不安を抱える人がふえつつあります。不便な集落でのごみの収集の古紙回収について、こうした生活困難な高齢者を見守りながら手助けする専任のスタッフを町で雇用できないか。2012年、平成24年12月議会で質問したところ、例えばシルバーに委託するとか、いろいろ方法はあるかと思うが、前向きに検討したいとの答弁でした。

町は、平成26年度一般会計補正予算（第4号）で、衛生費の塵埃収集費に、ごみ収集車購入費183万1,000円を計上し、軽四輪の収集車を買いかえ、旧美里地域で運用、通常のごみ回収車が入れない地域でのごみ回収を実施しています。こうした事業は、旧野上地域でも実施する考えがないかをお伺いします。以上、よろしく願いします。

（3番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、中尾君。

（総務学事課長 中尾隆司君 登壇）

○総務学事課長（中尾隆司君） 田代議員の1番目の質問で、受給しやすい就学援助制度への改善について、お答えします。

就学援助制度につきましては、議員御承知のとおり、学校教育法の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童、または生徒の保護者に対し、必要な援助を行うこととなっております。

以前からの答弁にもありますように、学校を通じ保護者に対しての就学援助制度の周知につきましては、在校生には毎年2月ごろ、新入生については毎年4月に保護者宛ての案内を送付しております。また、年度の途中であっても児童・生徒の転入があった場合や、保護者から家庭の経済状況が変わったなどの相談があった場合には、その都度、制度の説明をしております。

申請につきましては、関係書類を学校に提出いただき、その後は認定審査会を開催し、決定することになっております。申請の対象となる基準につきましては、保護者宛てに配布しております文書に記載しておりますが、児童扶養手当の支給状況や生活保護法に

より保護の基準を参考に前年の所得等で判定をしております。

それぞれの家庭により、さまざまな状況が考えられますので、該当するかどうかについては学校、教育委員会、また、地域の民生委員等に御相談をいただきたいと思いますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) それでは、私から田代議員の2番目の御質問であります、粗大ごみの運び出しが困難な世帯への支援についてお答えさせていただきたいと思っています。

現在、紀美野町では、町民の皆様にごみの減量化と再資源化に御理解と御協力をいただきながら、ごみの収集に取り組んでいるところでございます。

なお、御質問の中での、ごみの出し場所、これは指定場所ということになるんですが、これにつきましては、ごみの収集車両の収集経路内に、野上地区においては約450カ所、美里地区においては約680カ所、計1,130カ所の指定箇所を設けてございます。これは1軒当たり1カ所に当たる割合となっております。できるだけ町民の皆様方に御負担をかけないように設置しているところでございます。

また、議員御指摘のとおり、美里地域におきましては、野上地区では使用していない軽四輪のトラックをごみ収集に使用してございます。従来、使用していた車両の老朽化に伴い、本年度、新しい車両を購入させていただいております。この軽四輪トラックの使用につきましては、美里地区におきましては、国道や県道の幹線道路から、町道などの枝線の奥にあるという集落が数多く点在してございます。このことに加えまして、これらの地域のごみの収集量も少ないということから、大きなパッカー車で収集するよりも軽トラックのほうが、効率的にも経費的にも、また、運行上、有利な面が多いことから使用しているものでございまして、地域の皆様には、自宅からごみ指定場所まで、ある程度の距離を運んでいただいている方式は、野上地区も美里地区も同じでございしますので、御理解を賜りたいと思います。

しかしながら、議員御指摘の高齢化が進む中、ごみの運び出しが困難となってきていることにつきましては、今後、考えていかなければならない大きな課題であると受けと

めてございます。

町といたしましても、できるだけ御負担をかけないような収集体制を行っていきたいということから、困難者の支援対策として、介護保険での要介護、または要支援の認定を受けている方、また、身体障害者手帳を持たれておられる方で、ひとり暮らし等のため御自身でゴミを出すことが困難な方のごみにつきましては、ホームヘルパーや近隣の方々などの協力をいただきまして、指定した収集場所にごみの運び出しをしていただける特別ステーション制度を実施しているところでございます。

また、地区内のごみ収集の指定場所の新設・変更等につきましては、同地区の区長から住民課に、その旨の要望を出していただきまして、その内容等を十分お聞きした上で、通常のごみ収集経路を大きく逸脱することなく、また、収集作業や平等性に、特に問題が生じないと判断した場合には、可能な限り要望に応じているところでございます。

田代議員の御提言の軽四輪車両の導入についてでございますが、困難世帯への支援ということで、実施すれば効果が期待できる取り組みであると考えてございます。しかし、実施することになると、現在、問題なくゴミ出しをしていただいている地区におきまして、パッカー車収集している地区でございしますが、この地区につきましても、地区内に軽四輪車両が入る道路がある場合には、平等性の確保という観点から、軽四輪車両による収集をせざるを得ない状況が起り得ることが考えられます。また、こういう状況のところが各地区にあることから、従来、行ってきた町全体の収集体系が一変する可能性がございます。今後、さらに町財政が厳しくなると想定される中、急激な収集体制の見直しや、経費の大幅な増大が懸念されるところでございます。このような大きな課題があることから、早期の導入を考えていくことは非常に難しいと考えているところでございます。

現行の対策事業に取り組むとともに、今後のごみ収集の状況を見ながら、どういった方法が、ゴミの運び出しが困難な方への支援体策としていいのか、軽四輪車の導入も含め、研究をしてまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 就学援助制度については、全国で、先ほどの第1回目の質問でも申し上げましたが、平成24年度の就学援助受給率、全国で、文部科学省調べで

15.64%ということになっています。

和歌山県は、それに対して14.54%と、やや低い状況です。県下の自治体で一番高いのは新宮市の17.93%、18%近くあります。一番低いのが印南町の5.15%です。これだけの開きが、なぜ起こるのか、よく研究してみないとわからないんですが、紀美野町は9.56%と、どちらかと言えば、県基準よりも低いし、自治体全体でも、30自治体の中で低いほうに属するかと思います。

主に、就学援助の対象となるのは、準要保護児童・生徒というもので、要保護はもともと生活保護の対象となっておりますので、その準要保護児童・生徒数の比率を見ると、小学校10.19%ですが、中学校では8.7%と、小学校より低い比率になっています。県下のほとんどの市町村では、中学校のほうが高い状況なのに、日高川町など、比較的過疎が進む10の自治体で中学校のほうが低い傾向があります。それはなぜなのかよくわかりません。

一昨年から昨年にかけて実施した子育てアンケートというのは、いつも引き合いに出すんですが、これは子育てをされている世帯の傾向の全てだとは思わないんですが、そのアンケートの結果を見ますと、年収300万円以下で子育てをされておる世帯が31%、3分の1近くあります。400万円未満の世帯が44.44%で、これはかなり低所得の子育て世帯が多いのかなという気がします。

生活が苦しいというふうに書かれている世帯は44%、このところふえていとされるひとり親医療受給費の対象というのは、この間の質疑で、そんなにふえてもないし、横ばい状態だということでしたが、多分、母子世帯がふえている傾向にあるんじゃないかと、これも調べてみないとわかりませんが、身の回りの状況を見てると、そういう話を時々聞きますので、いわゆる母子世帯などで、子育てに苦勞されている世帯が多いのではないかと思います。

ここに紀美野町の案内があるんですが、確かに希望される方は遠慮なく申し出て下さいというような記述があって、非常に親切な部分もありまして、これが不十分だとは言いませんけども、しかし、対象になるかどうか、特に生活保護を受けている世帯である、要保護世帯は、それはわかるんでしょうけども、いわゆる準要保護といわれる世帯の表現が、基準というんですか、生活保護に準ずる程度困っていると認められる人というのは、ちょっと抽象的な表現になってまして、それでは自分の生活が本当に、その程度に苦しいのかどうかというのは、ちょっとわかりにくいのではないかと思います。

それから、一番最後の4番目に、その他経済的に困りの方という、これも曖昧ではないかという気がするので、どうもその辺での準要保護の対象になるかということが、なかなかイメージしにくいのではないかというふうに思います。だから、こういうのは、やっぱり該当の目安となるかどうかの一定の所得基準等の具体例を記載すべきではないかと私は思います。

先ほどから地域の民生委員や学校担当者に相談してくださいということでしたが、相談しに行こうにも、私は、そういう対象になるのかなということもイメージできなければ、なかなか、そない言われても、手を挙げて、こちらから相談に行くというのは難しいかろうと思います。ですから、誰にでも就学援助制度が理解できるような工夫と、該当の目安となるかどうかの所得基準の具体例を記載するなどの、希望者がイメージしやすいような改善を図る考えがないのかどうか、まず、それをお伺いします。

ごみの問題、特に粗大ごみの問題ですが、先ほどからも美濃議員のほうから高齢者に係る問題が、介護の問題とか、それから、輸送手段の問題とかがたくさん出されました。私は、この町で一番深刻なのは高齢化問題、特にお年寄りの高齢化、お年寄り、同じことですけども、お年寄りの問題が一番深刻な問題だろうというふうに思います。それは、例えば農業問題、先ほども質問に出てましたが、それも深刻です。この町の農業は、どういう方向になっていくんかというのも、どんどん休耕田がふえてきて、先が見えません。しかし、お年寄りの問題というのは特に深刻で、何とか対策を打たないとならないというふうに思います。

私が、前にも言いましたが、小畑の東出地域とか、こういうのは山間地では絶対ないんですけど、やっぱり集積場所までごみをおろしてくるというのはなかなか困難です。

例えば、先ほども答弁の中にありましたように、訪問介護を受けておられる訪問介護の利用者であれば、直接、訪問介護、ヘルパーが持っていくという、集積場へ持っていくと、それは収集日の前日であっても構わないよということになっています。

最初のごみ問題について、私が質問した8年前のことですけども、そういうふうに改善してもらいました。

ところが、その粗大ごみと言われる重い、古紙回収の分もそうですけども、そういう場所での古紙回収の収集とかもかなり困難で、そういうのはやっぱり出そうと思えば国道まで出してこなだめだということがあります。例に出したのは、例えば曲谷であるとか、もうそういう地域があって、これはもう軽四輪にどっさりあって、ほんまに徒歩

で上がって行って、おろしてこなだめじゃないかなというふうに思いまして、よく気をつけて見てみると、そういう傾斜地、山間地でなくても身の回りに普通に生活しておられる地域でも、いわゆる集積所から離れているから、こういう地域は、もういつそのこと軽四輪で、いわゆる住宅地域でも軽四輪で初めから入ったほうが収集しやすいんじゃないかという、家のより近くまで行けるんじゃないかという場所もあります。

高齢者の状況というのは、年々悪化してます。私、時々、高齢者の、そういう生活状況を見に行ってるんですが、私が担当しているのは、小畑と動木と下佐々と長谷ぐらいの、いわゆるこの町では中心地に属する地域だけで、でも、それでも年々ふえてます。

中には、酸素吸入をしながら自宅でひとり暮らしをしている人、あまり言うとう個人情報になりますんでちょっと言いにくいんですが、立ち上がるのに、もうやっとの状態でひとり暮らしという、夫婦とも病気で2人だけで生活されていて、それかなりの重病のままで生活しておられる人とか、世帯とかもあります。

主な問題点というのは、そうした地域での生活の困難さというのは、高齢者を助ける若い人の手がないということがあります。だから、世話やき社会を組み立てようにも、なかなかそうはいかないという、年々困難さの度合いが増しているのが実態で、年ごとに、そういうふうに悪くなっていく高齢者の状況を見てると、もうこれをどういうふうにしていったらいいのかと、自分自身も不安に思うし、やがては自分の行く道ではないかという気がします。だから、買い物の移動やとか、病院への移動だとか、ごみ出しだけではなく、全ての生活に困難さが日に日に増してくるという、この深刻さがやっぱり、この町の大きな特徴ではないかというふうに私は思います。

先ほどの答弁の中で、集積所をふやすとか、コースを変えるのだったら区長から申し出てくれたら、それはそれで、そういうことで解決する地域は、それでいいと思うんですが、そういうことはどんどんやってほしいと。

ただ、経費の問題というのも、かなりそういうことをやるのに難しい課題になってくるのでという説明もありまして、そういうことでどんどん、そのごみ収集にかかる費用がふえてくるんじゃないかと、軽四輪を買ったら、そしたら人を雇うことが必要になってくるし、でもやっぱり、ある程度、そういうところへお金もつぎ込んでいかないと、この町は今、置かれている高齢化の深刻な状況というのは、どうすることもできないんじゃないかと思いますので、お金がかかるのであれば、例えば事業者のほうとの話し合いで、人が必要やとか、いろいろあると思うんです。

でも、やっぱりそういうところへも、ある程度お金をかけるということを考えていかないと、この問題は本当に、その深刻さというのは解決しないんじゃないかと思いますので、事業者の方と協議することも考えて、そういうことにある程度、お金を投入して、経済的な負担を積み重ねていくということも考えてほしいと思いますが、その辺についての答弁をお願いします。

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、中尾君。

○総務学事課長（中尾隆司君） 田代議員の1番目の質問の再質問でございます。

就学援助制度につきましては、紀美野町の就学援助費及び特別支援教育就学奨励費交付規則というので定めております。対象者につきましては、生活保護法に規定する要保護者、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当全部受給者等となっております。

そのほか、世帯の事情等を加味して審査をすることになっており、基本となる、この生活保護認定基準というのがもとになりますので、基準の所得というのは、ただ単に金額だけということではなく、世帯の状況、預貯金の状況、全ての財産、また、ほかからの支援等の収入と、そういういろんなものを加味した中で、調査した後で結果が出ると聞いております。

議員御指摘の、その基準になる金額を示したらどうかなということなんですけども、一つ、生活保護世帯の支給金額というのがございまして、町内であれば4人世帯の場合、両親と児童1人、園児1人の場合、支給額が月額18万3,590円となり、年額として220万円という金額になります。これが基準となりますので、その世帯の所得額を引いた額が支給額ということになりますので、単純に、この220万円という表示をした場合に、この金額を下回っておればいいかということになるんですけども、先ほども言いましたように、いろんな条件が加味されておっての、その額と、また準ずるということで、これに近い部分ということになりますので、細かな部分につきましては、学校なり教育委員会等への御相談等をしていただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の再質問にお答えさせていただきます。

田代議員、言われる高齢者が、非常にごみ出し困難になっているということもわかりますが、ごみ出しが困難な理由には、いろいろな理由が考えられます。高齢ということは、これはもちろんでございます。それから若い方であっても、けが、病気等による困

難であるという状況もあります。また、道路が非常に狭いというふうな立地条件によるものもございます。今まで御近所さんをお願いしていたものが、地域の近隣がなくなったというふうな状況のもと、地域コミュニティが確保できないというふうなこともあるかもしれません。また、ごみ出しが困難でない方でも、ごみを運ぶ距離が少しでも近くなれば、そのほうがいいということは、私どもも十分理解しているところでございます。

町としまして、今後、ごみ出し困難者がふえてくるというふうなことが予想される中、この状況に応じて対策を考えていかなければならないと考えているところでございます。また、このほか高齢化が進展していく中でございます、ごみの収集の問題に限らず、先ほど来から高齢化に伴う交通弱者、買い物弱者等の、ほかの公的な支援のあり方についても、これについては連動して考えていく必要があると考えてございます。

厳しい財政状況の中、各種の公的支援につきましては、ある程度の限界があると考えておりますが、今後も公的支援のあり方を、状況を見ながら進めてまいりたいと考えているところです。

ごみの収集につきましても、同じ答弁となりますけれども、今の対策を進める中で、こういった方法が、このごみの出し方が困難な方への支援対策となるのかというところを見きわめながら研究してまいりたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 就学援助につきまして、基準となる世帯の、早く言えば基準となる世帯の所得等を掲載すれば混乱が起こるとは言わない、そういう難しいことになるということで、これは神戸市がホームページに掲載している就学援助の御案内です。これは神戸市のホームページから全部ダウンロードできます。

これだけの分厚さです、ダウンロードしたら。これは非常に何というか、親切だなということで、私、見つけたときダウンロードして、後で神戸市のほうへ問い合わせもしたんですが、まず、書いてあるのは、頭に書いてある文章は、神戸市では神戸市立小学校、中学校に就学するお子様が、学校で楽しく勉強できるよう、文房具や教材、給食などの費用にお困りの保護者に援助を行っていますという、非常にわかりやすい書き出しになっています。

この点というのは、例えば浜松市は滞りなく義務教育を受けられるようにという。それから、亀岡市ではひとしく義務教育を受けることができるようとか、岡山市のは安心

して勉強できるようにという表現になってます。やっぱりちょっとした工夫なんですけど、こういう言い回しになると大変抵抗がなくなるというか、就学援助を受けることへの。そこに、この世帯基準、就学援助の対象となる方ということで、いっぱい、2人世帯でどうということ、3人世帯ではとか、細かに基準が書いてあります。

こうすることで、思い当たる方という特別控除がどうか、例えば、上記のいずれにも該当しない方で、失業した平成26年の所得が激減した人とかいう、細かに、お勤め先の業績悪化で給料が削減され平成26年の所得が激減した人とか、ほんまにもう細かく具体的に、援助の品目も内容も非常に具体的に細かに書かれています。

これで、どうなんか、神戸市の教育委員会に問い合わせたところ、受給しやすいように非常に心がけてまして、ほかにもさまざまな工夫をしますと、これだけではありませんという、例えばですね、就学援助の受給希望調書というのがありまして、これは就学援助を申し込む、就学援助を受けることを希望するかどうかだけを問う書類なんですけど、それを全児童に一旦配って、そして、全児童から回収するそうです。だから受けたいところは受けるというところでチェックしてくれたらそれでいいと、それだと非常に抵抗なくみんな出すんだからと、後でそれで調べて、その受けたいという希望のある家庭にはパンフレットと申込書を渡すということ。

もう一つね、就学援助の申請がしやすくなりましたということで、申請時の所得証明書の提出が原則不要となりましたということで、同居家族全員の前年度の所得情報使用を、教育委員会が閲覧することに同意された方が対象ですと。

教育委員会に対して同意すれば、所得も全部向こうで、こちらで調べますという、そういうことになってます。そういうふうにわかりやすい案内への工夫と、そういうふうには受給しやすいというか、本当は受給が必要なのに申請しないという人を、できるだけ減らす工夫というのが大事だと思います。だから、周知徹底だけではなくて、やっぱりそういうふうには非常にわかりやすい案内を出すことが大事だと思うし、受給しやすいように、そういう改善に一層の努力を傾ける考えがないかどうかを、再々質問でお聞きします。

粗大ごみの問題は、前回も、これ紹介したと思うんですけど、海南市でふれあい収集という事業で高齢者、障害、病気、けがなどの理由で出させない家の粗大ごみを屋内から持ち出して収集してくれるという事業があります。クリーンセンターの職員が2006年から、ですから、平成16年4月から特別収集ということで実施しています。ただ、

向こうは、ここと粗大ごみ収集が違う、向こうは申込制で日が決まってて、曜日等が決まってて、クリーンセンターへ電話して、うちお願いしますということで、そのときにクリーンセンターから自分で持ち出せるかどうかということを確認して、持ち出せないということであれば、屋内に入りますからということで同意書を取って、立ち会いのもとで屋内から持ち出す作業をしています。

2013年度、平成25年度の実績で2,841件の粗大ごみ収集のうち、ふれあい収集は34件だったというふうに、あまり大きな数字ではないなと思いました。

65歳以上の高齢世帯数は7,430世帯で、全世帯の32.8%という。ただ、今はこれだけでも、この数字だけでも、海南市としては恐らくふえていくであろうということは予測してます。それはこの町も同じだと思います。そんなに、紀美野町よりも海南市のほうが高齢化率は低いんですけども、そういうふうに生活困難な状況で生活されるという方の。対象世帯がみずから、また身近な者の協力を得て、所定の集積時間に集積場所まで粗大ごみを持ち出すことができない世帯ということと、パッカー車が行けない地域は、全て軽トラックで対応しているということです。

軽トラも行かなかったらどうするんですかと言うたら、徒歩で入っているというところがあるそうです。そんなに多くあるとは思いませんけども。非常に、この紀美野町は、粗大ごみについては、最近はあれが厳しくなったよって、いろいろ言ったら、厳しくなあって、なかなかこれでええんかどうかはわかりにくいという苦情も聞きますので、そんなときは住民から聞いてくださいということをお願いしているんですけど、先日も布団はどないしたらいいのかなというような相談がありまして、ただ、海南市の場合は、結構大きな家具等も運び出しているようです。間口が狭くて、家具が持ち出せないというような家もあって、そういう家は屋内で分解した上で持ち出しているという場合もあるそうです。

これから先ですね、やっぱり紀美野町でも、こうした、ここまでやるかどうか、それはまああれですけど、収集を希望する世帯がだんだんふえてくると思います。事業者の方とも、いろいろ御相談というか、協議しながら、お金の問題もあることですし、そういうことも含んでですね、過疎地というのは旧美里地域だけではなく、旧野上地域でも結構あるもので、長谷であるとか、坂本、長谷のほうなんか行っても、結構そんな目で見たら、結構そういう地域がありますんで、そういう考えも視野に入れて、そういう取り組みも視野に入れて検討される考えがないかどうかだけお伺いします。以上です。

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 田代議員の再々質問でございますけども、就学援助の通知につきましては、説明がわかりにくい、わかりづらいんじゃないかというような御指摘でございましたけど、私、以前にもお話しさせてもらったかも知れませんが、子供たちの生活の様子というのが、担任が一番よくわかってございまして、家庭に、そういった生活の環境が変わったときとか、そういったときには保護者の方にも困っているのかというような声かけをさせていただいて、就学援助の申請をしてもらっているようなこともございました。

ただ、最近はですね、生活に困っているかどうかというたら、皆さん困っているという方が多いわけですけども、ただ、その生活の状況というのは、それぞれの家庭によって異なっておりますし、そんなこともあわせて、隣の誰々ちゃんとはもらっているんだったらお宅もどうですかというようなことで、学校なり担任が判断させてもらっているというケースもあったかと思えます。実際はあります。

そんな中で、周知というのをさせてもらっているつもりです。けども、今後、私どものほうよりも、議員の先生方、皆さん方のほうが、それぞれの御家庭へ入って御相談を受けたりするケースも多々あるかと思えますので、そのときは遠慮なく学校なり民生委員に相談をしてというような、御助言をしていただけたらと思っております。

それから、先ほど、これ質問ではなかったかと思うんですが、中学生のほうが比率が低いというのがありましたんですけども、中学校になって生活の状況が改善されたというケースは、まずないと思えます。

ただ、一時的にリストラされたり、失業されたりということで、それが改善されるということはあるかと思えますけども、今、小学生10点何%の率ですけども、そのまま中学校へ推移していくのではなかろうかと思っております。そういうことで、いろんな例を紹介していただきましたし、参考にさせていただいて、今後、検討していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 粗大ごみの問題でございますが、田代議員のおっしゃられるように、この紀美野町、高齢化が非常に進む中で、これからまずは、深刻なところじゃないかと。できればその1軒、1軒ね、これ収集するのが一番いい。しかしそうは、やはり財政的にも非常に難しい。

先ほど来、美濃議員の御質問にもございましたが、財政が非常に深刻化してくる中で、やはりそうした対応は非常に難しい中ですね、やはり私も実は先般来、行かせていただいた上勝町ありますね、あそこなんかは、一般の、その生活ごみですらね、1カ所へ皆さんが、その住民の皆さんが持ってきていると、こんなような状態もあるんですね。そんな中で、当町におきましては、できるだけ配慮として、その集積場へ集めてくださいと、そしたら、そこへ行って収集はしますよと、ここまでの配慮はしてるわけですが、もしどうしてもね、その公的な、そういう支援等々も受けられない、そうしたことがございまして、先ほど、議員もおっしゃられてましたが、住民課のほうへ一遍相談していただいて、そして、それに対応していきたいなというふうに思います。

ただ、やはりこれにつきましても、今後ですね、そうした高齢化が進む中で、やはりどうしていったらええんかということのをさらに研究を進めて、そして、対応できるように、少しでも皆さん方の利便性が高くなるような、そうした方法を考えていきたいなというふうに考えておりますので、一つ御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） これで、田代哲郎君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前 11 時 50 分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 30 分）

続いて、2番、町田富枝子君。

（2番 町田富枝子君 登壇）

○2番（町田富枝子君） 私からは、2点にわたって質問させていただきたいと思います。

まず1点目ですが、子どもたちの安全対策についてでございます。先月、私たちの身近な紀の川市において、小学5年生の男児が近所に住む男に刺されて死亡するという大変ショッキングな事件が起こりました。また、すぐその後に、神奈川県川崎市で中学生の男子生徒が数人の少年に暴行を受けて死亡するという痛ましい事件が続いて起こり、子供を持つ親御さんは大変心を痛めていることと思います。ニュースを聞いて、なぜこ

うなる前に防ぐことができなかったのか、大人が気づいてあげることができなかったのか、悔やまれてなりません。これらの事件を受けて、どうしたら子供たちを事故や事件から未然に守れるのか、対策を考えなければならないと思いますが、町として、子供を守る対策をどのように考えているか、お伺いいたします。

2点目に、鳥獣害対策についてでございます。最近、以前にも増して、イノシシやシカの被害が増大して、町民を悩ませています。山や田畑はイノシシが掘った跡が至るところにあり、畑と道の境目が壊され、道がなくなっている現状があります。夜は危なくて外にも出られないとの声もよく聞かれます。

先日も、長谷宮の知人宅を訪ねてびっくりしました。家の前にあったツツジの根っこをイノシシに掘られ、そこに雨が降って土が流れてしまって、入り口まで2メートルもない状態になっていました。

また、先月22日には滋賀県大津市の住宅街でイノシシに襲われ、5人がけがをしたとのニュースが流れたばかりです。紀美野町でも人家のすぐそばまでイノシシが来ているところが何十カ所もあり、人に危害を加えないとも限りませんし、けがをしてからでは遅いと思います。紀美野町として鳥獣害対策に取り組んでいるのはよく承知をしています。

また、このたび紀美野町鳥獣被害対策実施隊を設置していただけることになり、さまざまな問題に対して、改善されていくだろうと大変心強く思っているところですが、作物だけではなく、人に危害を加えるかもしれない現状に対し、町として鳥獣害対策実施隊の設置を含めて、どのような対策を考えているのか、お伺いいたします。

(2番 町田富枝子君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長 (中尾隆司君) 町田議員の1番目の質問の子どもたちの安全対策についてお答えいたします。

平成27年2月5日夕刻、紀の川市立小学校の森田都史君が刃物で刺され死亡するという痛ましい事件が発生しました。また、川崎市では、2月20日の未明に上村凌太君が殺害されるという事件が発生しました。森田君、上村君の御冥福をお祈りしますとともに、このような事件が繰り返されることのないよう、この事件を教訓として子供たちの安全確保の必要性を痛感しているところであります。

紀の川市の事件当日、17時ごろに、県教育委員会よりメールで連絡が入り事件を知りました。当初は、無差別性も考えられ、すぐ各学校へ連絡をしました。また、紀の川市から区域外で通っている児童・生徒がいますので、金曜日の登校時に対する対策を学校長と相談しました。具体的には、野上小学校は、保護者に同伴での登下校を依頼し、各中学校では、教職員による登下校の見守りを実施しました。また、町職員に対しては、イントラ掲示板を通して、勤務途中に登校時の子供たちを注意して見守ってくれるよう呼びかけました。

重点的な対策としては、地域への安全啓発、子供への安全指導、社会背景の改善の3つを考えております。まず、1つ目の地域への安全啓発として、特に本町では、人口の少ない地域でありながら、多くの目で子供たちを見守るという大人の意識を高めていかなければなりません。青少年センターでは、パトロールの強化や見守りボランティアの募集など、継続的に地道な啓発に取り組んでいかなければなりません。登録していただいた方には、ウインドブレーカーを配布して見守りをお願いしています。また、今年度より野上小学校の児童会の取り組みとして、下佐々・動木・小畑地区の皆さんに週3回、下校時の見守りをお願いする放送を始めております。

2つ目の子供への安全指導として、学校では定期的に防犯訓練を行っております。また、青少年センターでは、不審者に対する小学生向けの防犯教室を開催して、自分の安全を自分で守るための知識や具体的な方法を体得させております。また、更生保護女性から防犯ブザーやイカのおすしの下敷きを配布して子供自身の対応力を高める取り組みを実施しています。中学生に対しては、各学校で防災教育とあわせて、自分の安全だけでなく、他の人の安全のために、考え行動できる資質を学ばせています。全国的に実施している内容としては、数年前より各学校において安全マップの作成や通学路の安全点検などを、保護者の協力を得ながら実施しているところであります。

3つ目の社会背景の改善については、紀の川市の児童殺傷事件でわかってきたことでは、容疑者の高校受験、中退が人生を狂わせるきっかけの1つとなり、高校中退後は、ずっと家に引きこもり、友達もおらず、孤立した状況にあったと言われています。

本町においても、引きこもりの青少年はいると思われます。中学校卒業段階までの情報は、青少年センターで把握しておりますが、実際に家庭訪問できるような関係づくりはできていません。また、高校中退の動向については、個人情報として扱われているため、進学した高校から出身中学校への連絡すらなく、青少年センターでの把握はできて

おりません。高校中退者が独力で、あるいは家族の方の支援で就労できればいいのですが、うまくいかない場合は相談できる窓口が必要になってきます。教育委員会では青少年センターが以前より窓口となっています。また、川崎市の被害者の中学1年生が、1カ月以上も連続して学校を欠席していたことや、担任と連絡がとれない状況にあったことを受け、先日、全国的な安否確認の調査が行われました。

本町立学校管理規則では、学校長が連続して7日以上欠席している児童・生徒の状況を教育委員会へ報告することになっております。現在、報告を受けている児童・生徒は数名いますが、全て担任と本人、保護者との間で連絡をとることができています。現存する規則を有効にかつ慎重に扱い、子供たちの安否が確認できない状況にしないよう心がける必要があると考えております。以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 町田議員御質問の2番目の鳥獣害対策についてお答えさせていただきます。

鳥獣害対策につきましては、防護柵の設置支援、有害捕獲の支援等を行っておりますが、農作物の直接の被害は減少しているものの、イノシシ、シカの頭数は一向に減少することがない状況でございます。議員言われますとおり、民家のすぐ近くまで来ているのが現状で、今後も防護柵の設置と有害捕獲の両面で対処していかなければならないものと認識をしております。

しかしながら、民家や住宅街にイノシシ等が出没した場合の対策は大変難しく、地域ぐるみで寄せつけない環境づくりが最も重要であると思っております。

本来、イノシシは臆病で警戒心が強い動物とされ、人の前に姿を見せないとされています。生ごみの放置や野菜くずや劣化した果樹の投棄等、えづけになるような行為は避けていただきたいと思います。

狩猟免許の所持者に依頼し、捕獲おりを設置していただくのも一つの方法ですが、住宅街では、誤って子供が入ったり、飼っているペットが入る恐れもありますので、どこにでもおりやわなを仕掛けられるわけではございません。また、家の近くや墓地では銃を使用することができませんので、追い払うことしかできず、捕獲するのは非常に難し

いのが現状でございます。イノシシは、日没とともに活動を行いますので、センサーライトの設置や携帯ラジオ等、音の出るものでイノシシを寄せつけない対策をしていただきたいと思っております。

また、イノシシに出会った場合は、刺激することなく速やかに対処していただきたいと思いますが、人命に危険を及ぼす恐れがあるときは連絡をいただければ警察等、また、鳥獣被害対策実施隊の設置も承認いただいておりますので、関係機関とも連携し対処していきたいと考えますので、どうかよろしく願いいたします。以上、鳥獣害対策についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 2 番、町田富枝子君。

○2 番 (町田富枝子君) 今、さまざま取り組みを言っていただきました。今、子供たちを取り巻く環境というのは、昔とは比べものにならないほど、危険で複雑化しています。このような社会の中で、子供たちを守るためには常に大人の側がアンテナを張りめぐらし、情報を共有して対応していかなければならないと思います。このような事件の後、時を逃さずに先生と子供たち、先生と保護者、また家族等で、この事件や事故等について話し合う中で、さまざまな気づきができるのではないかと考えます。

また、こういう機会を捉えて、命のとうとさについて話し合うことも大切だと考えますが、あの事件の後、子供たちや保護者を交えて、話し合う機会を持ったのかどうかお伺いしたいと思います。

それから、鳥獣害対策についてです。先程も、イノシシのことについては、さまざま言ってくださったので、そのイノシシの対策というのは、これから設置される鳥獣害対策実施隊の専門の方々に頑張っていただくことにして、私のほうからは先日、その相談を受けたことに対して質問をいたします。

この鳥獣害を防ぐ防護柵とか、メッシュ等の補助のことについてお伺いしたいと思います。個人で防護柵をする場合の補助は3分の1ですが、地域でまとまって1,000メートル以上あれば、国の補助が使えるということをAさんは知らなかったそうです。それを締め切り間際に知人から聞いたけれども、その締め切りに間に合わなかったとお聞きしました。これは和歌山県農林水産部から出ている農産物被害防止対策マニュアルですが、これインターネットからダウンロードしました。

ここには、対策の現状として、中山間地域の集落は、周囲を山林に囲まれ複数の世帯

が田畑を所有していると、これまでは個々の田畑所有者が防護柵の設置などを、被害対策を行っていたが、設置方法や管理状況により、集落間や遠地間で効果に差が出ていた。また、個々の対応では、経費や維持管理を個人で担うこととなり、限られた面積や管理しかできず、十分な効果が発揮されていない場合もあったということで、では、それをどうすればいいのかということで、今こそ集落での取り組みをとということが載っています。

そこで、その集落単位で取り組むと、個人の土地、境界線にとらわれない効果的な防護柵の設置が可能となる。また、協働による被害対策は進入防止柵の設置費用や、設置労力、維持管理労力が軽減される。さらに集落の田畑の集団化を促進することにより軽減効果が発揮される。

集落での話し合いを十分に重ね、住民みんなが協力して、えさ場をなくし警戒心を起こさせ、人里や里山に出没できない環境をつくると、このようにありました。今、産業課長のほうから言っていただいたとおりでと思うんですが、このように書かれていることから、個人ではなくて集落で協力して取り組むことが大事だと書いているのですが、その方は自分とお隣のを合わせても1,000メートルはなかったもので、その申請をすることができなかったと言ってるんですが、そういうときは、また、3軒とか4軒とか、その集落でまとまって申請したらいいという、そういうアドバイスを、町はしないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、中尾君。

○総務学事課長（中尾隆司君） 町田議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

前回、このような事件があったと、どのような形で安全指導を行っているかということでございます。先ほども答弁の中で、当日の事件発生を知った後の学校の対応として保護者に対する、子供たちへの要望というんですか、要請というんですか、登下校の下校時ですね、保護者に依頼して迎えに来てもらうとか、そういう形での対応をとっており、今後もそういうような、必要に応じて、そういうような対応をしていきたいと思えます。

また、子供への安全指導につきましては、先ほどもありましたように、日々、そういう取り組みをしてるが、結局、青少年センターが各学校を回って、その不審者とか、また、小学生向けの防犯教室等を開催して、子供たちにも、そういう安全指導、また、自分で自分を守るような、そういうこともできるような資質を学ばすというようなこと

も取り組んでおります。ということで、前回の事件の後の対応、特に保護者を集めての、そういう要請等は行っておりませんが、通常、日々そういう子供たちに対しての安全指導を実施しているところでもありますので、御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 町田議員の再質問にお答えいたします。

防護柵の設置におきましては、個人の農地を守るための町単事業、3分の1の事業がございます。それから2戸以上でAさん、Bさん、2人かたまって防護柵を設置する場合は、県単事業で、県が3分の1、町が3分の1で、3分の2の補助を受けられる事業がございます。それから、集落ごと、大きく囲うためには、国の事業で10分の10の補助の防護柵の設置事業がございますが、先ほども申し上げましたとおり、国の事業については、ちょっと少し減少ぎみの傾向にございます。どちらかという、捕獲のほうにおもむきを置いているような感じがいたします。

それで、町単事業については、新年度予算ということで、毎年4月から利用がいただけることになっておりますので、申請をしていただければと思います。

また、県単事業、また、国の事業におきましては、県への要望を行い、県から国へ要望を行い、全国的な要望もございますので、毎年2月末まで要望を回覧させていただいておりましたが、平成26年度につきましては1月末までの設置の要望ということで回覧をさせていただきました。そういうところで、こういったお知らせはしてるんですが、知らなかったということでございますので、再度また、回覧等でお配りしたいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 1時49分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。産業課長、大窪君。

（午後 1時50分）

○産業課長（大窪茂男君） 失礼しました。答弁漏れということで、国費の事業については3戸以上で、大方1,000メートルぐらいの規模と考えてございますので、

それ以上のものであれば申請していただければと思いますが、先ほども申し上げましたように、国の事業については、多少減少ぎみでございますので、全てが要望に応えられるかどうかというのは、少し疑問に残るところもございますので、また、御相談いただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 2番、町田富枝子君。

○2番（町田富枝子君） 日ごろから、そういうふうにご指導してくださっていることは、本当に大事なことだと思うんですが、こういうふうな機会というか、そういうのがあったときには、それについて、また、話し合うことも大変大事なことでないかと、そのように思います。

次に大事なことは、子供たちを安全に守る環境整備が大事だと思います。先ほど課長のほうからも、そういうふうに見守り隊であるとか、登下校の安全対策を考えてくださっているというのは承知しておりますが、保護者の方から1点、山根バス停というんですか、山根というバス停のところから、下神野小学校へ上がる通学路ですが、国道から少し上がったところの木が生い茂ってしまっていて、見通しが悪くて、あそこを何とかならないのかなという相談を受けていますが、この通学路の安全対策や通学路に不審者等が隠れられる、そういうふうな危険な場所がないかなど、再度、点検をすべきだと思いますが、そのことについてお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、鳥獣害、イノシシの防護柵の件ですが、例えば、その個人でするのは3分の1、2カ所、2軒寄れば県の補助があつて3分の2ということはお聞きしました。そういうときに、ちょっとその町の職員がアドバイスをしてあげたら、いいんじゃないかと思うのですが、そのこともあわせてお聞きします。

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長 中尾君。

○総務学事課長（中尾隆司君） こういう事件の後に保護者に対して、そういう啓発なり、話をしていけばということでございます。保護者を集めての、そういう研修会とか、そういう折には、また、学校として啓発等を行ってまいりたいと思います。それから、議員言われた安全対策という面で、毎年通学路の状況というんですか、日々変わってきております。

そのようなことから、通学路の点検というのを実施しております。学校とか警察、道路管理者、教育委員会の中で、そういう通学路の安全点検を行っております。そういうこともありますし、また、議員言われるように、保護者から、そういうような状況があ

れば、学校等を通じて連絡いただければ、点検の際にチェックして対応していきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 町田議員の再々質問にお答えをいたしたいと思いますが、この鳥獣害につきましては、これ議会あるごとに質問され、また、御説明を申し上げていると思うんですよ、そんな中で、今さら国は全部、その補助を、ある地域はね、いけますよ。また、県の事業は3分の2ですよ、また町の補助金は3分の1ですよというふうなことはね、何回かにわたって、御説明申し上げておりますので、一つ議員さん方もですね、そうした認識を、一つ持っていて、もし町民に聞かれたときには、いやこれは、こうですよというぐらいの回答をね、また指導してやっていただければと思います。

また産業課におきましては、議員おっしゃられるとおり、相談に来られたら、親切、丁寧に、これを指導していきたいと思います。特にですね、そうしたことで町民に対する対応をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） これで、町田富枝子君の一般質問を終わります。

続いて、1番、七良裕光君。

（1番 七良裕 光君 登壇）

○1番（七良裕 光君） 私から2点お尋ねをいたしたいと思います。

1点目、ふれあい号の運行経路についてでございます。

町内を巡回しているふれあい号で、小川・志賀野真国地域を運行する車両を利用されている多くの高齢者から、JA野上支店前を経由するコースに変更してほしいとの意見がありますが、コースの見直しについてのお考えをお尋ねいたしたいと思います。

2点目です。職員が、住民から提出された重要書類を紛失したということに伴う、平成26年第4回定例議会の内容について、お伺いいたします。

平成26年第4回定例議会において、松尾議員の職員の研修についての一般質問中、住民から提出された重要書類を職員が紛失したことについての副町長の答弁では、住民より申請があった重要書類の紛失があり、県に申請するには添付する医師の診断書が必要で、再度費用が発生するというので、町のほうで負担させていただくということで、それは通常の予算で診断書の発行手数料ということで、手数料でお支払いをさせていただいております。

それについては、どの科目からと聞かれれば、手数料ですから通常の予算の手数料で支出をしておりますとの話でありましたが、何款、何項、何目の手数料で支出されたのか、副町長にお尋ねいたします。

(1 番 七良浴 光君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) まず私から、七良浴議員の最初の御質問のふれあい号の運行経路についての御質問にお答えを申し上げます。

現在、当町におきましては、地域住民の交通手段の確保のため、小川線、国木原・長谷線、真国・志賀野線、高野線、三尾川・上ヶ井・箕六線、永谷線の6路線でコミュニティバスを運行しておりますけれども、永谷線を除く5路線につきましては、野上厚生病院への通院や主な公共施設の利用等を主たる目的とした運行ダイヤとなっております。

議員御提言の真国・志賀野線及び小川線におきましての、J Aながみね野上支店を経由するコース変更の御要望につきましては、J Aながみね野上支店の移転前は、この両線はJ Aながみね野上支店が運行経路上となっておりますでしたが、店舗移転後は運行経路から外れてしまっております。そのような中で、利用者の方々からJ Aながみね野上支店への経路の要望が多数あったということは、私どもも理解できるところでございます。

町といたしましても、町民の皆様の御要望にでき得る限り応えるべく、コミュニティバスの運行を行ってきたところでございます。そのような中、平成26年度には小川線や三尾川・上ヶ井・箕六線の路線延長も行ってきたところでございます。

今回の御要望は、小川線と真国・志賀野線の利用者の方々からの要望でございますが、路線延長をしようと思えば、ダイヤ改正が必要となります。また、前段で申しましたように、両路線におきましては、野上厚生病院への通院を目的としている方々もおられる中で、通院に適したダイヤを崩すことなく、2路線の兼ね合いや、大十バスとの連絡も配慮したダイヤ調整が必要となってまいります。

幸いにして、役場からJ Aながみね野上支店までの距離が短いことから、数分の調整で済むとは思いますが、バス停の新設及びバスの回転場所の確保等諸問題もございますので、今後これらのことを考慮しながら、検討、研究させていただきたいと考え

てございますので、御理解のほどお願いを申し上げます

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 副町長、小川君。

(副町長 小川裕康君 登壇)

○副町長 (小川裕康君) 2 番目の御質問にお答えを申し上げます。

議員質問の件は、昨年 1 2 月 9 日再開の平成 2 6 年第 4 回定例議会において、松尾議員からいただいた一般質問に対する私の答弁の中で、再度、申請書を提出していただくためには医師の診断書が必要となり、その費用については町で負担させていただきます。そして、通常の予算で、つまり手数料から支出しておりますとお答えをいたしました。その時点、つまり平成 2 6 年 1 2 月 9 日時点では、担当者が立てかえたままになっており、公費から支出はしておりませんでした。私の思い込みにより間違ったお答えをいたしました。松尾議員には、まことに申しわけない、おわび申し上げます。

なおその後、担当者には立てかえていただいていた費用を公費より支出しております。ちなみに款項につきましては、3 款民生費、1 項社会福祉費、4 目障害福祉費、1 2 節の役務費手数料より支出しております。以上です。

(副町長 小川裕康君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 1 番、七良裕光君。

○1 番 (七良裕 光君) 午前中も美濃良和議員から質問がありました。みなべ町のデマンド方式のことも今後、検討していただけるのかなというような気持ちも持っておりますが、それとまた別に、高齢者の中で運転免許証を、もう既に返納されている方も多く見受けられることから、高齢者の運賃を割引くという考えについて、お伺いをしたいと思います。

それから、先ほど副町長のほうから 1 2 月 9 日現在では、担当者が立てかえていたのを確認できていなかったということでありましたので、それは了解いたしました。こういった故意ではなく過失ということで、住民の方々に迷惑をかけたという事案が発生したことを受けて、今後、そういう事案の発生による、文書による報告がその時点であったのか。また、今後、こういう事案に対する、対応するマニュアルについて定めておられるのか、お伺いをしたいと思います。以上、よろしくお願いします。

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

○総務課長 (牛居秀行君) 七良裕議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、高齢になられて免許証を返納されている方についてのお話がありました。この方々につきましてはですね、運転免許証の経歴証明書を所持をしていただいておりますと、それを提示していただきましたら、通常200円のところを100円とさせていただきます。以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 七良浴議員の再質問にお答えいたします。

その後の役場の対応ということも含めまして、御説明いたしますと、担当者から報告がありました。それは昨年の3月の中旬以降の話でございまして、中旬ごろに申請された方から問い合わせの電話があって、初めて、その重要書類を紛失したということが担当者も知り得たようなところでございました。その後、すぐに連絡もいただきまして、対応を協議して、その協議したことに基づいて方針を決めて進んできたところでございます。

その中で、特に議員おっしゃられたように、そういったことが起こった場合の、その後の対応ということが我々としては、今後の対応ということで大事な点ということも考えて決定したところで、そういったことが二度と起こらないように気を引き締めて、そしてまた緊張感を持って職務に当たるとということと。そして、そういった紛失が起こらないような対策を講じるということを協議いたしまして、今回の場合のケースにおいては、申請者から預かった書類については、その場ですぐに記録簿へ記録するということを徹底してございます。担当者が、たまたま休暇とか出張でおらない場合ということもございますので、預かった者が記録簿へ記録して、確認して担当者にまた渡すというふうなことで対応をするということを徹底してやっていこうということであります。去年3月、そういったことがあった時点から、実際に行っております。

具体的な、そのペーパーにおけるマニュアルということはつくっておりませんけれども、こういったことは全職員に通知して、徹底していくということで、現在まで来ておりますし、今後もそういう形で進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時08分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時09分）

町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 七良浴議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、このデマンドも含めて協議するということになりますと、実は前回の、この議会におきましてもね、デマンドが全国でやられているところがある。それが非常に、今、不都合になってきておって、これを改正するような動きもありますということで、私はたしか美濃議員であったかの質問にお答えをさせていただいた、美濃議員じゃない、町田議員ですか。お答えをさせていただきました。

やはりこのね、私、デマンドというのは、この地形とか、いろいろな要素がありまして、朝も御質問があったんですが、みなべ町とかね、ああいうふうに人家がかたまっている、そうしたところであれば、より有効的なデマンド方式が生きてこようかと思えます。

しかし、この紀美野町のような縦に長い、そうしてまた手を広げたような谷が多いというふうなところへは、私はですね、そのデマンドというのは、研究はさせていただきますが、より効果的かなというふうに思っております。さらに、お互いに研究しながら進めていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（小椋孝一君） 1番、七良浴光君。

○1番（七良浴 光君） ふれあい号の件で再々質問をさせていただきます。ただいま、総務課長から免許証を返納された方は、免許証を提示していただいてという御発言であったかと思うんですが、返納するということは、もう返してしまうんで提示することは不可能ではないかなと、そこらもう一度確かな返事ください。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） すみません、私の申しようが悪かったようでございます。

免許を返された方につきましては、運転経歴証明書というものが出ます。その運転経歴証明書というのは、もともとこの方は運転免許を持っておられましたよという、そういう証明でございます。その証明を提示していただきますと、通常200円を払っていただいておりますけれども、そういった方々につきましては100円という、半額にしているところでございます。大変言い方が悪くて申しわけございませんでした。おわび

いたします。

○議長（小椋孝一君） これで、七良浴 光君の一般質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

散 会

○議長（小椋孝一君） 本日はこれで散会します。

（午後 2 時 1 3 分）